

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄							備考
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ 設置者		ホクไกガクエン 学校法人 北海学園							
フリガナ 大学の名称		ホクไกガクエンダク 北海学園大学 (Hokkai-Gakuen University)							
大学本部の位置		北海道札幌市豊平区旭町4丁目1番40号							
大学の目的		本大学は、法令の定めに従い、最高の学術とその応用とを研究教授し、さらに人格の陶冶と身体 の錬成とに努め、国家社会のために、有為の人材を養成することを目的とする。							
新設学部等の目的		志願実績を踏まえた3年次編入学定員の廃止、1部への転部希望者数を踏まえた2部・1部間の定員配 分の適正化、及び学科選択の希望者数を踏まえた法律学科と政治学科の定員配分の適正化を行う。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	法学部1部 法律学科	4年	150人 (155)	0人 (20)	600人 (660)	学士（法学）	法学関係	令和8年4月第1年次	北海道札幌市豊平区旭町4丁目1番40号
	政治学科	4	125人 (100)	0人 (10)	500人 (420)	学士（法学）	法学関係	令和8年4月第1年次	
	法学部2部 法律学科	4	100人 (120)		400人 (480)	学士（法学）	法学関係	令和8年4月第1年次	
	政治学科	4	75人 (60)		300人 (240)	学士（法学）	法学関係	令和8年4月第1年次	
	計								
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		該当なし							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 9人
新	法学部1部法律学科	11人 (11)	4人 (4)	2人 (2)	0人 (0)	17人 (17)	0人 (0)	54人 (54)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	16 (16)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
	小計（a～b）	11 (11)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	17 (17)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	11 (11)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	17 (17)			
法学部1部政治学科		7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	39 (39)	
新	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)			

設	法学部2部法律学科						4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	43 (43)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 3 人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
	小計（a～b）						4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）						4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)			
	法学部2部政治学科						3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	41 (41)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 3 人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）						3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）						3 (3)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	5 (5)			
	計						25 (25)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	－ (－)	
分	経済学部1部経済学科						14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	67 (67)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 9 人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）						14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）						14 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	19 (19)			
	経済学部1部地域経済学科						13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	74 (74)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 8 人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）						13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）						13 (13)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	16 (16)			

経済学部2部経済学科						5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	49 (49)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 3人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）						5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)			
経済学部2部地域経済学科						4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	54 (54)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 3人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）						4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)			
経営学部1部経営学科						12 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	44 (44)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 9人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						11 (11)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	13 (13)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
小計（a～b）						12 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	14 (14)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						12 (12)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	14 (14)			
経営学部1部経営情報学科						9 (9)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	40 (40)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 8人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						9 (9)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	14 (14)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）						9 (9)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	14 (14)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						9 (9)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	14 (14)			

設	経営学部2部経営学科						0 (0)	30 (30)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 4人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)			
	人文学部1部日本文化学科						0 (0)	66 (66)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	11 (11)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	7 (7)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	11 (11)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	7 (7)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	11 (11)			
	人文学部1部英米文化学科						0 (0)	41 (41)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)			
	人文学部2部日本文化学科						0 (0)	30 (30)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 2人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	3 (3)			

人文学部2部英米文化学科						3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	29 (29)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 2人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）						3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)			
工学部社会環境工学科						7 (7)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	43 (43)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 6人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						7 (7)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	11 (11)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）						7 (7)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	11 (11)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						7 (7)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	11 (11)			
工学部建築学科						11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	63 (63)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 6人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
小計（a～b）						11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						11 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (12)			
工学部電子情報工学科						11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	38 (38)	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 6人
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの						11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)			
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（a～b）						11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)			
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）						0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）						11 (11)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	15 (15)			

工学部生命工学科				12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	34 (34)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 6 人		
分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの			12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）			12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）			0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）			12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)					
	計			124 (124)	27 (27)	7 (7)	0 (0)	158 (158)				0 (0)	- (-)
合 計				149 (149)	39 (39)	10 (10)	0 (0)	198 (198)	0 (0)	- (-)			
職 種				専 属				その他				計	
事 務 職 員				84 (84)				14 (14)				98 (98)	
技 術 職 員				0 (0)				0 (0)				0 (0)	
図 書 館 職 員				6 (6)				7 (7)				13 (13)	
そ の 他 の 職 員				0 (0)				1 (2)				1 (2)	
指 導 補 助 者				0 (0)				0 (0)				0 (0)	
計				90 (90)				22 (23)				112 (113)	
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計		（共有） 北海商科大 学 収容定員 720名 校地基準面 積7,200.00 ㎡ 北海高等学 校 収容定員 1,155名 校地基準面 積16,493.40 ㎡	
	校 舎 敷 地		22,803.64㎡		430,015.00㎡		7,359.42㎡			460,178.06㎡			
	そ の 他		396.00㎡		671.72㎡		0㎡			1,067.72㎡			
	合 計		23,199.64㎡		430,686.72㎡		7,359.42㎡			461,245.78㎡			
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用			計		（共用） 北海商科大 学 収容定員 720名 校舎基準面 積4,627.40 ㎡ 北海学園札 幌高等学校 収容定員 1,200名 校舎基準面 積5,712.00 ㎡	
			75,342.69㎡ (75,342.69㎡)		8,838.88㎡ (8,838.88㎡)		8,557.14㎡ (8,557.14㎡)			92,738.71㎡ (92,738.71㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室			室			

図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
			冊			冊		種		種	点	点	
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	計		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
スポーツ施設等			スポーツ施設			講堂			厚生補導施設				
			㎡			㎡			㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コストを含む）を含む			
		教員 1 人当り研究費等		553 千円	553 千円	553 千円	553 千円	- 千円	- 千円				
		共同研究費等		3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円	3,000 千円	- 千円	- 千円				
		図 書 購 入 費	73,381 千円	73,000 千円	73,000 千円	73,000 千円	73,000 千円	- 千円	- 千円				
		設 備 購 入 費	585,313 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	500,000 千円	- 千円	- 千円				
	学生 1 人当り納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次					
	経済学部2部・経営学部1部・法学部1部・人文学部1部		1,264 千円	1,095 千円	1,095 千円	1,095 千円	- 千円	- 千円					
	経済学部2部・経営学部2部・法学部2部・人文学部2部		639 千円	547 千円	547 千円	547 千円	- 千円	- 千円					
	工学部		1,612 千円	1,393 千円	1,393 千円	1,393 千円	- 千円	- 千円					
	経済学研究科・法学研究科		1,188 千円	973 千円	973 千円	973 千円	- 千円	- 千円					
	経営学研究科		1,187 千円	972 千円	972 千円	972 千円	- 千円	- 千円					
	文学研究科		1,211 千円	996 千円	996 千円	996 千円	- 千円	- 千円					
	工学研究科		1,535 千円	1,320 千円	1,320 千円	1,320 千円	- 千円	- 千円					
	学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、手数料収入、寄付金収入等									
大 学 等 の 名 称 北海学園大学													
学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地				
		年	人	年次人	人		倍		札幌市豊平区 旭町4丁目1番40号				
経済学部 1 部													
経済学科		4	160	—	640	学士(経済学)	1.13	昭和27年度					
地域経済学科		4	140	—	560	学士(経済学)	1.14	平成15年度					
経済学部 2 部													
経済学科		4	75	—	300	学士(経済学)	1.21	昭和28年度					
地域経済学科		4	45	—	180	学士(経済学)	1.25	平成15年度					
経営学部 1 部													
経営学科		4	160	—	640	学士(経営学)	1.28	平成15年度					
経営情報学科		4	140	—	560	学士(経営学)	1.10	平成15年度					
経営学部 2 部													
経営学科		4	100	—	400	学士(経営学)	1.21	平成15年度					
法学部 1 部													
法律学科		4	155	20	660	学士(法学)	1.09	昭和39年度					
政治学科		4	100	10	420	学士(法学)	1.16	平成11年度					
法学部 2 部													
法律学科		4	120	—	480	学士(法学)	1.16	昭和39年度					
政治学科		4	60	—	240	学士(法学)	1.25	平成11年度					
人文学部 1 部													
日本文化学科		4	100	—	400	学士(文学)	1.22	平成5年度					
英米文化学科		4	95	—	380	学士(文学)	1.15	平成5年度					
人文学部 2 部													
日本文化学科		4	40	—	160	学士(文学)	1.21	平成5年度					
英米文化学科		4	30	—	120	学士(文学)	1.21	平成5年度					

既設大学等の状況	工学部									
	社会環境工学科	4	60	—	240	学士(工学)	0.91	昭和43年度	札幌市中央区南26条西11丁目1番1号	
	建築学科	4	70	—	280	学士(工学)	1.17	昭和43年度		
	電子情報工学科	4	70	—	280	学士(工学)	1.08	昭和62年度		
	生命工学科	4	60	—	240	学士(工学)	1.08	平成24年度		
	経済学研究科									
	経済政策専攻修士課程	2	15	—	30	修士(経済学)	0.20	昭和45年度	札幌市豊平区旭町4丁目1番40号	
	経済政策専攻博士(後期)課程	3	3	—	9	博士(経済学)	0.77	平成7年度		
	経営学研究科									
	経営学専攻修士課程	2	7	—	14	修士(経営学)	0.21	平成12年度		
	経営学専攻博士(後期)課程	3	3	—	9	博士(経営学)	0.44	平成14年度		
	法学研究科									
	法律学専攻修士課程	2	7	—	14	修士(法学)	0.21	昭和61年度	札幌市豊平区旭町4丁目1番40号	
	法律学専攻博士(後期)課程	3	2	—	6	博士(法学)	0.66	平成4年度		
	政治学専攻修士課程	2	5	—	10	修士(法学)	0.10	平成15年度		
	政治学専攻博士(後期)課程	3	2	—	6	博士(法学)	0.33	平成17年度		
	文学研究科									
	日本文化専攻修士課程	2	5	—	10	修士(文学)	0.40	平成11年度	札幌市豊平区旭町4丁目1番40号	
	日本文化専攻博士(後期)課程	3	2	—	6	博士(文学)	1.33	平成13年度		
	英米文化専攻修士課程	2	5	—	10	修士(文学)	0.10	平成15年度		
	英米文化専攻博士(後期)課程	3	2	—	6	博士(文学)	0.16	平成17年度		
	工学研究科									
	建設工学専攻修士課程	2	6	—	12	修士(工学)	0.91	平成3年度	札幌市中央区南26条西11丁目1番1号	
	建設工学専攻博士(後期)課程	3	2	—	6	博士(工学)	0.16	平成7年度		
	電子情報生命工学専攻修士課程	2	6	—	12	修士(工学)	0	平成28年度		
	電子情報生命工学専攻博士(後期)課程	3	2	—	6	博士(工学)	0	平成30年度		
大 学 等 の 名 称										
北海商科大学										
学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
商学部		年	人	年次人	人		倍		札幌市豊平区豊平6条6丁目10番	
商学科		4	120	—	480	学士(商学)	1.05	昭和52年度		
観光産業学科		4	60	—	240	学士(商学)	1.04	平成6年度		
商学研究科										
ビジネス専攻修士課程		2	5	—	10	修士(商学)	0.20	平成23年度		
ビジネス専攻博士後期課程		3	2	—	6	博士(商学)	0.33	平成25年度		
附属施設の概要		名称：北海学園大学開発研究所 目的：開発に関する基礎的・応用的諸研究を行う。 所在地：北海道札幌市豊平区旭町4-1-40 設置年月：昭和32年7月 規模等：北海学園大学4号館1階2室 137㎡								

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人北海学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
北海学園大学				北海学園大学				
経済学部1部				経済学部1部				
経済学科	160	－	640	経済学科	160	－	640	
地域経済学科	140	－	560	地域経済学科	140	－	560	
経済学部2部				経済学部2部				
経済学科	75	－	300	経済学科	75	－	300	
地域経済学科	45	－	180	地域経済学科	45	－	180	
経営学部1部				経営学部1部				
経営学科	160	－	640	経営学科	160	－	640	
経営情報学科	140	－	560	経営情報学科	140	－	560	
経営学部2部				経営学部2部				
経営学科	100	－	400	経営学科	100	－	400	
法学部1部				法学部1部				
法律学科	155	^{3年次} 20	660	法律学科	<u>150</u>	＝	<u>600</u>	定員変更(入学定員△5/編入学定員△20)
政治学科	100	^{3年次} 10	420	政治学科	<u>125</u>	＝	<u>500</u>	定員変更(入学定員25/編入学定員△10)
法学部2部				法学部2部				
法律学科	120	－	480	法律学科	<u>100</u>	－	<u>400</u>	定員変更(△20)
政治学科	60	－	240	政治学科	<u>75</u>	－	<u>300</u>	定員変更(15)
人文学部1部				人文学部1部				
日本文化学科	100	－	400	日本文化学科	100	－	400	
英米文化学科	95	－	380	英米文化学科	95	－	380	
人文学部2部				人文学部2部				
日本文化学科	40	－	160	日本文化学科	40	－	160	
英米文化学科	30	－	120	英米文化学科	30	－	120	
工学部				工学部				
社会環境工学科	60	－	240	社会環境工学科	60	－	240	
建築学科	70	－	280	建築学科	70	－	280	
電子情報工学科	70	－	280	電子情報工学科	70	－	280	
生命工学科	60	－	240	生命工学科	60	－	240	
計	1,780	^{3年次} 30	7,180	計	<u>1,795</u>	＝	7,180	
北海学園大学大学院				北海学園大学大学院				
経済学研究科				経済学研究科				
経済政策専攻(M)	15	－	30	経済政策専攻(M)	15	－	30	
経済政策専攻(D)	3	－	9	経済政策専攻(D)	3	－	9	
経営学研究科				経営学研究科				
経営学専攻(M)	7	－	14	経営学専攻(M)	7	－	14	
経営学専攻(D)	3	－	9	経営学専攻(D)	3	－	9	
法学研究科				法学研究科				
法律学専攻(M)	7	－	14	法律学専攻(M)	7	－	14	
法律学専攻(D)	2	－	6	法律学専攻(D)	2	－	6	
政治学専攻(M)	5	－	10	政治学専攻(M)	5	－	10	
政治学専攻(D)	2	－	6	政治学専攻(D)	2	－	6	
文学研究科				文学研究科				
日本文化専攻(M)	5	－	10	日本文化専攻(M)	5	－	10	
日本文化専攻(D)	2	－	6	日本文化専攻(D)	2	－	6	
英米文化専攻(M)	5	－	10	英米文化専攻(M)	5	－	10	
英米文化専攻(D)	2	－	6	英米文化専攻(D)	2	－	6	

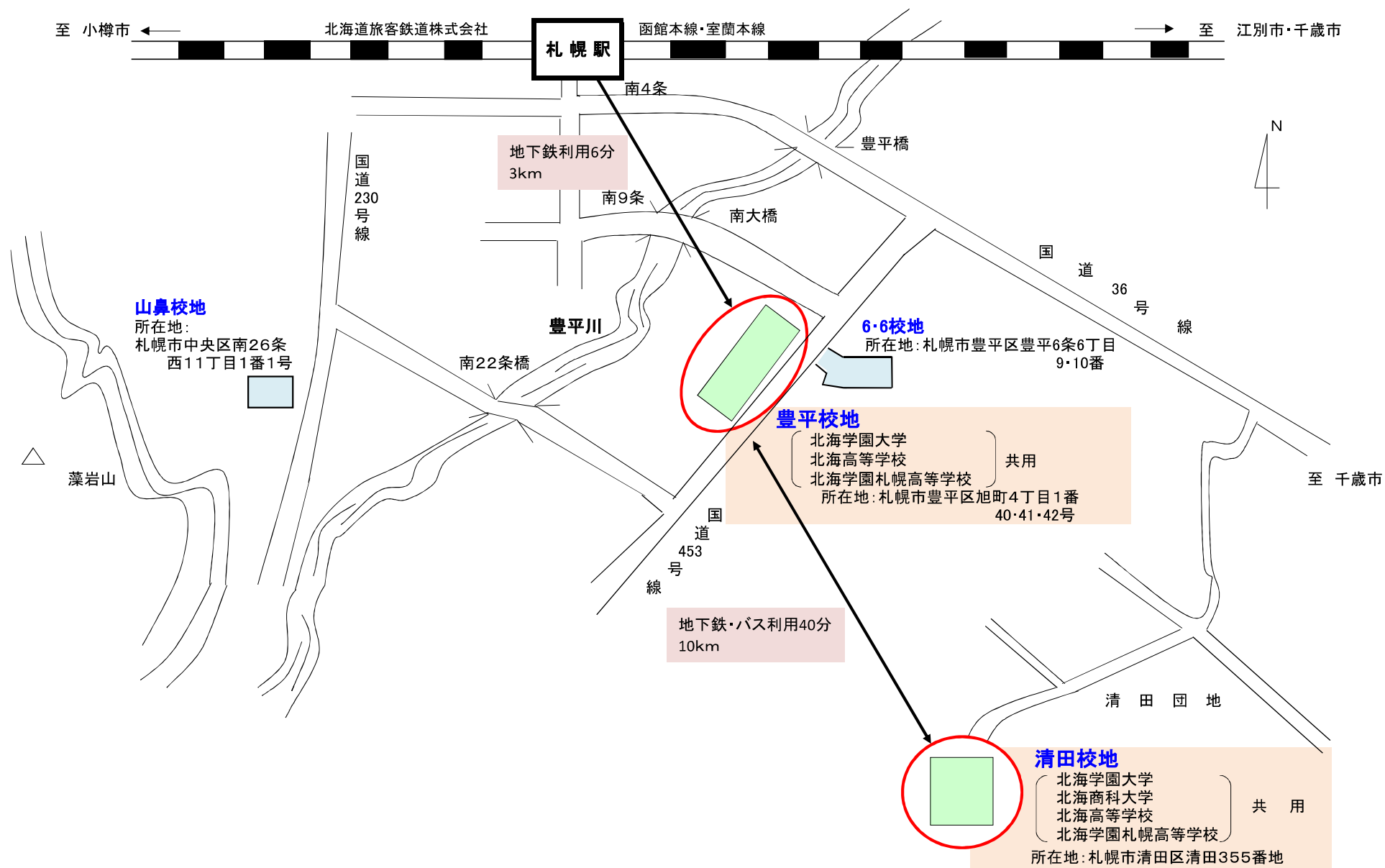
工学研究科			
建設工学専攻（M）	6	－	12
建設工学専攻（D）	2	－	6
電子情報生命工学専攻（M）	6	－	12
電子情報生命工学専攻（D）	2	－	6
計	74	－	166
北海商科大学			
商学部			
商学科	120	－	480
観光産業学科	60	－	240
計	180	－	720
北海商科大学大学院			
商学研究科			
ビジネス専攻（M）	5	－	10
ビジネス専攻（D）	2	－	6
計	7	－	16

工学研究科			
建設工学専攻（M）	6	－	12
建設工学専攻（D）	2	－	6
電子情報生命工学専攻（M）	6	－	12
電子情報生命工学専攻（D）	2	－	6
計	74	－	166
北海商科大学			
商学部			
商学科	120	－	480
観光産業学科	60	－	240
計	180	－	720
北海商科大学大学院			
商学研究科			
ビジネス専攻（M）	5	－	10
ビジネス専攻（D）	2	－	6
計	7	－	16

北海学園大学位置図



私立大学の位置及び校地、校舎の配置図の概要



校舎配置図

名 称	構 造	延面積
1号館	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建	2,756.33㎡
2号館	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,055.30㎡
3号館	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	4,644.32㎡
4号館（研究室棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建	4,878.61㎡
5号館（特別教室棟）	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建	4,883.56㎡
図書館・国際会議場	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建	10,389.13㎡
6号館（大学院棟・地下鉄関連校舎）	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付6階建	6,898.39㎡
7号館	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付11階建	8,562.76㎡
8号館	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	3,282.36㎡
2号棟（学芸員・研究生棟）	鉄筋コンクリート・木造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建	540.89㎡
札幌研修施設棟1（教育会館）	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建	1,995.97㎡
体育館1号	鉄骨・一部鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,632.23㎡
体育館2号	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	3,489.40㎡
札幌研修施設棟2（旧武道館）	鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	363.14㎡
北海学園会館	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺3階建	2,450.79㎡
文化系部室棟	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建	3,509.03㎡
		62,332.21㎡

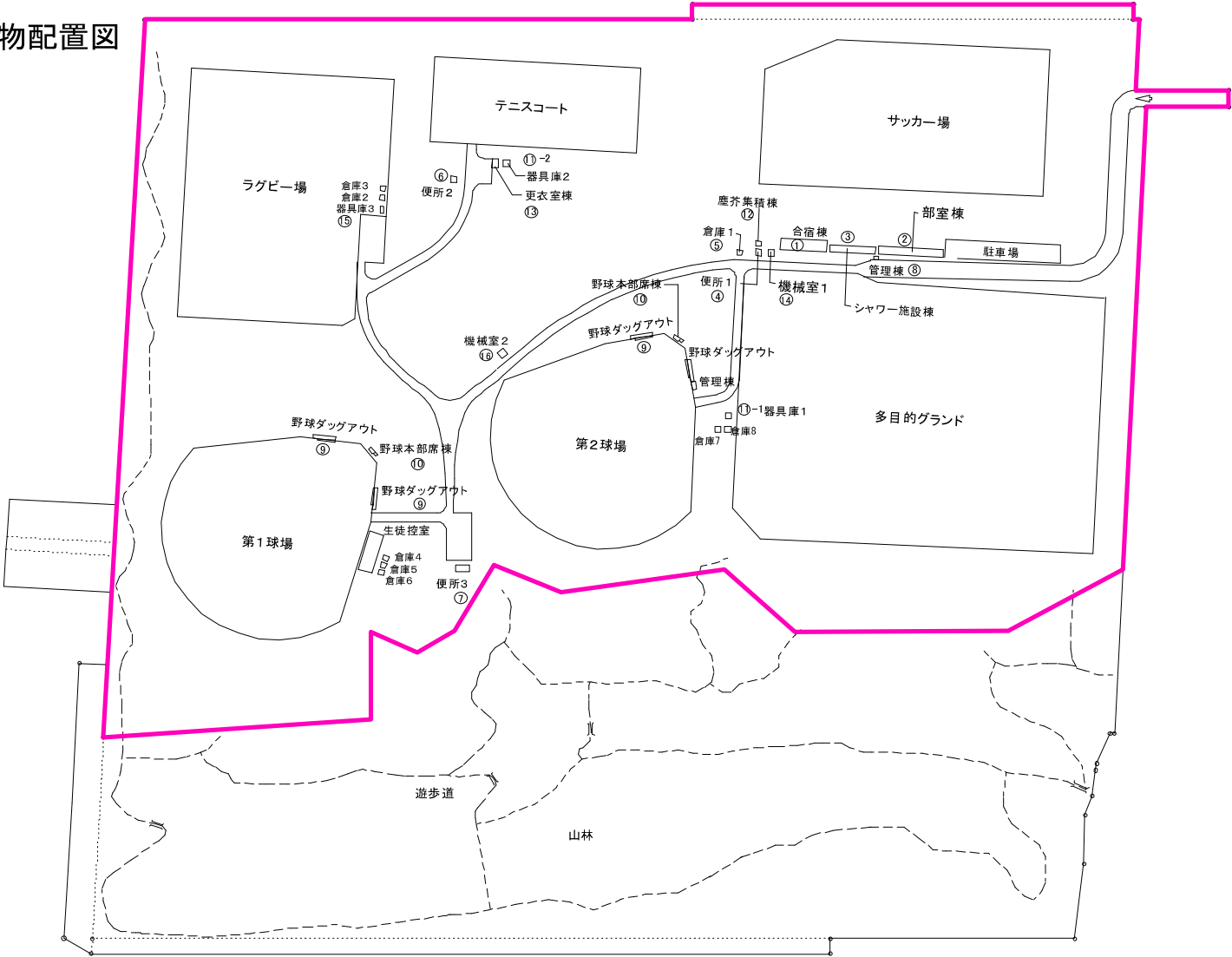
校地	豊平校地	104,711.47㎡
	清田校地	211,908.00㎡
校舎	豊平校地	62,332.21㎡
	清田校地	
運動場	豊平校地	44,961.00㎡
	清田校地	211,908.00㎡

北海学園札幌豊平校地校舎配置図



北海学園清田校地内建物配置図

所在地 札幌市清田区清田355番地



北海学園大学学則

昭和43年4月1日 制定

昭和45年4月1日 変更

昭和51年4月1日 //

昭和54年4月1日 //

昭和56年4月1日 //

昭和57年4月1日 //

昭和58年4月1日 //

昭和59年4月1日 //

昭和60年4月1日 //

昭和61年4月1日 //

昭和62年4月1日 //

昭和63年4月1日 //

平成元年4月1日 //

平成2年4月1日 //

平成3年4月1日 //

平成3年12月1日 //

平成4年4月1日 //

平成5年4月1日 //

平成6年4月1日 //

平成7年4月1日 //

平成8年4月1日 //

平成9年4月1日 //

平成10年4月1日 //

平成11年4月1日 //

平成12年4月1日 //

平成13年4月1日 //

平成14年4月1日 //

平成15年4月1日 //

平成16年4月1日 //

平成17年4月1日 //

平成18年4月1日 //

平成19年4月1日 //

平成20年4月1日 //

平成21年4月1日 //

平成22年4月1日 //

平成23年4月1日 //

平成24年4月1日 //

平成25年4月1日 //

平成26年4月1日 //

平成27年4月1日 //

平成28年4月1日 //

平成29年4月1日 //

平成30年4月1日 //

平成31年4月1日 //

令和2年4月1日 //

令和3年4月1日 //

令和4年4月1日 //

令和5年4月1日 〃
令和7年4月1日 〃
令和8年4月1日 〃

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 学生

第1節 入学，編入学，転学部，転学及び留学（第8条―第16条）

第2節 授業科目，履修方法，単位認定基準及び試験（第17条―第26条）

第3節 休学，退学及び除籍（第27条―第31条）

第4節 卒業及び学士の学位（第32条・第33条）

第5節 授業料等，授業料等の免除，受講停止（第34条―第37条）

第6節 研究生，委託生，科目等履修生及び特別聴講学生（第38条―第46条）

第7節 賞罰（第47条―第49条）

第3章 教育職員免許状等（第50条―第51条の2）

第4章 公開講座（第52条）

第5章 組織

第1節 職員の組織（第53条―第56条）

第2節 教授会，協議会，全学教授会及び委員会等（第57条―第62条）

第6章 附属施設（第63条―第66条）

第7章 雑則（第67条）

附則

第1章 総則

（目 的）

第1条 北海学園大学は，法令の定めるところに従い，最高の学術とその応用とを研究教授し，さらに人格の陶冶と身体の錬成とに努め，国家社会のために有為の人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 北海学園大学(以下「本大学」という。)は，その目的を達成するため，本大学における教育研究活動等の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については，別に定める。

（認証評価）

第2条の2 本大学は，前条の措置に加え，教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

（FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)）

第2条の3 本大学は，教育内容及び方法を改善し向上させるため，研修及び研究をはじめとする必要な組織的取り組み（FD）を行う。

2 本大学は，教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため，その教育職員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ，並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修に該当するものを除く。）をはじめとする必要な組織的取組（SD）を行う。

（情報公開）

第2条の4 本大学は，教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

（学部，学科，入学定員，編入学定員及び収容定員）

第3条 本大学に，次の学部及び学科を置き，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学 部	(学 科)	(入学定員)	(収容定員)
		人	人
経済学部 1 部	経 済 学 科	1 6 0	6 4 0
同 上	地域経済学科	1 4 0	5 6 0
経済学部 2 部	経 済 学 科	7 5	3 0 0
同 上	地域経済学科	4 5	1 8 0
経営学部 1 部	経 営 学 科	1 6 0	6 4 0
同 上	経営情報学科	1 4 0	5 6 0
経営学部 2 部	経 営 学 科	1 0 0	4 0 0
法学部 1 部	法 律 学 科	1 5 0	6 0 0
同 上	政 治 学 科	1 2 5	5 0 0
法学部 2 部	法 律 学 科	1 0 0	4 0 0
同 上	政 治 学 科	7 5	3 0 0
人文学部 1 部	日本文化学科	1 0 0	4 0 0
同 上	英米文化学科	9 5	3 8 0
人文学部 2 部	日本文化学科	4 0	1 6 0
同 上	英米文化学科	3 0	1 2 0
工 学 部	社会環境工学科	6 0	2 4 0
同 上	建 築 学 科	7 0	2 8 0
同 上	電子情報工学科	7 0	2 8 0
同 上	生 命 工 学 科	6 0	2 4 0

2 各学部に関する規則は、別に定める。

3 前項の規則には、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。

4 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

(学年及び授業期間)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5条 学年を次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 創立記念日 5月16日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに掲げる休業日は、別に定める。

3 学長は、協議会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本大学の修業年限は、4年とし、在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

第2章 学生

第1節 入学、編入学、転入学、転学部及び留学

(入 学)

第8条 入学期は、毎学年の始めとする。

第9条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 12年の学校教育の課程を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学で認めた者

第10条 本大学に入学を志願する者は、所定の書類に別表13に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

第11条 入学志願者については、別に定める入学者選抜規程により、所定の入学者選抜を行い合格者を決定する。

- 2 前項による合格の通知を受けた志願者のうち、所定の期日までに所定の手続きを完了した者に、学長は、入学を許可する。

(編入学、転入学、転学部)

第12条 次の各号の一に該当する者について、教授会で選考のうえ、学長が編入学又は転入学を許可することができる。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者(中途退学者を含む。)で、入学を志願する者
 - (2) 大学を卒業した者で、入学を志願する者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、入学を志願する者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)
 - (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科(以下「高等学校等の専攻科」という。)のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)
 - (6) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者で、法学部第2年次に入学を志願する者については、法学部教授会で選考のうえ、学長が入学を許可することができる。
 - 3 前二項の規定により入学を許可された者の入学前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。
 - 4 前項に規定する者の入学前の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科における在学年数については、その一部又は全部を当該学部の教授会の議を経て、本大学における在学期間に算入することができる。

第13条 一つの学部の学生であって、他の学部に転学部を志願する者又は他の大学から本大学に転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、教授会で選考のうえ、学長が許可することができる。

- 2 前項の規定により転学部を志願する者にあつては、在学する学部の、転入学を志願する者にあつては、在学する大学の許可証を所定の書類に添えなければならない。
- 3 前項の規定により転学部又は転入学を許可された者の転学部又は転入学前に履修した授業科目について修得した単位の一部又は全部の認定は、教授会の議を経て行うものとする。

第14条 他の大学に転入学を志願する者は、書面をもってその旨学部長を経由して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留 学)

第15条 学生が海外の大学その他の相当と認められる教育・研究機関等に留学する場合は、第24条の規定を準用するほか、別に定める規定による。

2 休学期間中に、学生が前項の機関等に留学する場合も、前項と同様とする。ただし、第24条第3項は準用しない。

(二重学籍の禁止)

第16条 本大学の学生は、他の大学に在籍することを認めない。ただし、本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定による場合は、この限りではない。

第2節 授業科目、履修方法、単位認定基準及び試験

(授業科目)

第17条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

(授業科目の区別)

第18条 各学部 of 授業科目、授業科目の単位数及び年次配当並びに必修科目、選択科目及び自由科目の区別は、別表1から別表9のとおりとする。

(副専攻)

第18条の2 学位を取得する専攻以外の特定の分野又は課題に関する授業科目を体系的に修得させる教育課程として、副専攻を置くことができる。

2 副専攻に関する単位及び修了の認定等、必要な事項は別に定める。

(他学部の授業科目の履修)

第19条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合、所属する学部の学部長及び当該他学部の学部長の許可を得なければならない。

(単位数の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、次の各号に掲げる基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(4) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(5) 体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 本大学は、前項に規定する授業科目について、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(卒業論文等)

第21条 卒業論文、卒業研究及び卒業制作の履修方法並びに単位認定については、学部規則で定める。

(単位修得の認定)

第22条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験成績と平素の成績とを総合し、教授会の議を経て行うものとする。ただし、授業料等未納の者及び出席時数3分の2以下の者については、単位の認定をしない。

2 前項の規定にかかわらず、別表10に掲げる「教職課程授業科目」の単位修得の認定は、教職課程委員会に、別表11の(1)に掲げる「司書に関する科目」及び別表11の(2)に掲げる「司書教諭に関する科目」の単位認定は、図書館学課程委員会に、別表11の(3)に掲げる「社会教育主事に関する科目」の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会に、別表11の(4)に掲げる「学芸員に関する科目」の単位修得の認定は、学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

ただし、社会教育主事に関する科目、学芸員に関する科目のうち、学部及び他の課程委員会に関わる授業科目の単位修得の認定は、社会教育主事課程委員会及び学芸員課程委員会にそれぞれ委任するものとする。

3 別表12(1)及び(2)に掲げる「日本語教員養成課程授業科目」の単位認定は、人文学部教授会が行

う。

ただし、他学部開講の授業科目の単位認定は、当該学部が行う。

- 4 第20条第2項に定める授業科目の履修により修得できる単位数は、第32条第1項各号に定める所定の単位のうち、60単位を超えないものとする。

(成績の評価)

第23条 授業科目の成績の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(D)とし、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、この成績の評価になじまない一部の科目は合及び否とし、合を合格とする。

- 2 前項に規定する成績評価と評点との対応は次の各号に掲げる基準による。

- (1) 秀 100～90点
- (2) 優 89～80点
- (3) 良 79～70点
- (4) 可 69～60点
- (5) 不可 59～0点

(他大学等の授業科目の履修)

第24条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項により学生が履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本大学において修得した単位とみなすことができる。
- 3 第1項及び前項により学生が授業科目を履修するために本大学を離れて他の地に滞在する期間は、本大学の在学期間を含めることができる。
- 4 学部は、第1項の実施にあたって、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について、教授会の議に基づき学長の許可を得て、当該他大学又は短期大学と協議しなければならない。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

- 2 学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、別に定める認定の基準により教授会の議を経て単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第24条第2項及び第25条第2項において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前項の単位は、第7条に定める修業年限の短縮を伴わない。

第3節 休学、退学及び除籍

(休学)

第27条 学生は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて既に4年の修業年限を満たしている者は、疾病その他の事情で引続き3ヵ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学年の始めにおいて前年度の第2学期のみ休学した者(学期途中か

らの休学を含む)は、疾病その他の事情で引続き3ヶ月以上就学できないとき、その他特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、第1学期の終わりまで休学することができる。

4 疾病のため就学することが適当でない学生については、教授会の議を経て、学長は、当該学生に休学を命じることができる。

5 休学理由が消滅し、休学期間が満了した学生については、教授会の議を経て、学長は復学させることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は当該年度限りとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議を経た後、学長の許可を得て、さらに1ヵ年について休学することができる。

2 第27条第2項及び第3項による休学の場合、前項の「1ヵ年」は「次の学期とその翌年度の第1学期」と読み替える。

3 前二項の規定により休学延長をするときは、当初の休学期間を含めて連続して2ヵ年を限度とする。

4 通算して休学できる期間は、4年以内とする。

5 休学期間は、第7条の修業年限及び在学期間に加えない。

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、所定の書類をもって学部長を経由して学長に願い出、教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 前条による退学者が3年以内に再入学を願い出た場合は、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第31条 学生が次の各号の一に該当する場合は、学長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

(1) 第7条に規定する在学期間を超えるとき

(2) 死亡したとき

(3) 行方不明になったとき

(4) 授業料等の納付を怠り督促してもなお納入しないとき

(5) 休学期間満了前に、復学、退学又は休学の願い出がないとき

(6) 入学を辞退したとき

2 前項第3号、第4号又は第5号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第30条の規定を準用する。

第4節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第32条 学長は、本大学に4年以上在学し、学部長が教授会の議を経て次の各号に定める単位の修得を認定した者に卒業を許可することができる。

(1) 経済学部1部経済学科にあつては、別表1(1)に掲げる授業科目のうち、132単位以上

(2) 経済学部1部地域経済学科にあつては、別表1(2)に掲げる授業科目のうち、132単位以上

(3) 経済学部2部経済学科にあつては、別表2(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(4) 経済学部2部地域経済学科にあつては、別表2(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(5) 経営学部1部経営学科にあつては別表3(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(6) 経営学部1部経営情報学科にあつては別表3(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(7) 経営学部2部経営学科にあつては別表4(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(8) 法学部1部法律学科にあつては、別表5(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(9) 法学部1部政治学科にあつては、別表5(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(10) 法学部2部法律学科にあつては、別表6(1)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(11) 法学部2部政治学科にあつては、別表6(2)に掲げる授業科目のうち、128単位以上

(12) 人文学部1部日本文化学科にあつては、別表7(1)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

(13) 人文学部1部英米文化学科にあつては、別表7(2)に掲げる授業科目のうち、124単位以上

- (14) 人文学部 2 部日本文文化学科にあつては、別表 8 (1) に掲げる授業科目のうち、124 単位以上
- (15) 人文学部 2 部英米文化学科にあつては、別表 8 (2) に掲げる授業科目のうち、124 単位以上
- (16) 工学部社会環境工学科にあつては、社会環境コース別表 9 (1) 及び環境情報コース別表 9 (2) に掲げる授業科目のうち、124 単位以上
- (17) 工学部建築学科にあつては、別表 9 (3) に掲げる授業科目のうち、124 単位以上
- (18) 工学部電子情報工学科にあつては、別表 9 (4) に掲げる授業科目のうち、128 単位以上
- (19) 工学部生命工学科にあつては、別表 9 (5) に掲げる授業科目のうち、124 単位以上

2 卒業要件の細目については、学部規則で定める。

3 卒業の時期は学年末とする。

4 前項の規定にかかわらず、学年の始めにおいてすでに 4 年の修業年限を満たしている者で、第 1 学期の履修により第 1 項各号に定める単位を修得した者から申し出のあるときは、第 1 項の定めるところにより、学年途中において卒業を許可する。この場合、卒業の時期は第 1 学期末とする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、学長は本大学に 3 年以上在学し、学部長が教授会の議を経て、学部の定める卒業に必要な基準を満たしたと認定した者に卒業を許可することができる。

(学位の授与)

第33条 学長は、本大学を卒業した者に、卒業証書を授与するとともに、北海学園大学学位規則に定めるところにより学士の学位を授与する。

2 北海学園大学学位規則は、別に定める。

第 5 節 授業料等、授業料等の免除、受講停止

(授業料等)

第34条 学生は、別表13に定める入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費を、別に定めるところにより納入しなければならない。

2 特別の事情により、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより当該納入金を延納することができる。

(授業料等の免除)

第35条 休学者は、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除する。

ただし、別表13による各分納期の中で休学、退学又は転学する場合は、その期の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除しない。

2 第32条第 4 項に基づき第 1 学期末の卒業を認められた者については、第 2 期分の授業料等の納入を免除する。

3 第16条に基づき本大学と海外の大学との共同学位にかかる協定により海外の大学に在籍している者については、その期間中の授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費の納入を免除することができる。

(受講停止)

第36条 正当な理由なく授業料等を納入しない者は、受講を停止する。

(入学検定料等の不返還)

第37条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び大学諸費は、返還しない。

第 6 節 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第38条 本大学において、特定事項について研究しようとする者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、研究生として、これを許可することができる。

2 研究生の取扱いは、別に定める規程による。

(委託生)

第39条 公共団体又はその他の機関より、本大学の特定の授業科目について修学を委託される者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、委託生とし、これを許可することができる。

(科目等履修生)

第40条 本大学の特定の授業科目について、履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の選考を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

- 2 科目等履修生の取扱い、別に定める規程による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生の選考については、それぞれの課程委員会に委任するものとする。
- 4 科目等履修生の履修することのできる授業科目数は、これを制限することができる。

(委託生、科目等履修生の資格)

第41条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、第9条の入学資格と同等以上の資格を有する者でなければならない。

- 2 教育職員の免許状授与の所要資格の取得、司書となる資格又は司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格を取得するための科目等履修生を志願する者の資格は、別に定める。

(手 続)

第42条 委託生又は科目等履修生を志願する者は、所定の入学願書に履修しようとする授業科目等を記載し、別表14に定める入学検定料を添えて、願出しなければならない。

(試験及び証明書)

第43条 委託生又は科目等履修生は、その履修した授業科目の試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した授業科目について、学長は、願出により、証明書を交付することができ、科目等履修生については、単位を認定することができる。

(特別聴講学生)

第44条 本大学において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学又は短期大学若しくは外国の大学又は短期大学の学生があるときは、学長は、学生の教育に支障のない限り、教授会の議を経て、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として、これを許可することができる。

(入学金及び受講料等)

第45条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生は、別表14に定める入学金、研究料又は受講料及び実験実習費を納入しなければならない。

- 2 既に納入した入学金、研究料又は受講料、実験実習費及び入学検定料又は審査料は、返還しない。
- 3 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別聴講学生の入学金、受講料、実験実習費及び入学検定料は所定の手続きを経て不徴収とすることができる。

(準 用)

第46条 研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、本節で定めるもののほかは、本学則及び本大学の学生に関する規定を準用する。ただし、研究生、委託生、科目等履修生及び特別聴講学生については、第32条及び第33条の規定を準用しない。

第7節 賞罰

(表 彰)

第47条 将来有為の社会人としての素質を有し、本大学の伝統を形成し得ると認められる学生は、別に定める表彰規程により表彰する。

(奨学制度)

第48条 本大学学生育英のため、奨学制度を設ける。

- 2 奨学規程は、別に定める。

(懲 戒)

第49条 学生が、その本分にもとる行為又は本大学の諸規程に違反する行為を行ったときは、教授会又は必要により協議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

- 2 懲戒は、譴責、停学又は退学とし、退学は、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第3章 教育職員免許状等

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第50条 本大学の学部各学科に、教育職員の免許状授与の所要資格を取得する課程(以下「教職課程」という。)を置く。

- 2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 3 教職課程授業科目は、別表10のとおりとする。
- 4 教科に関する専門的事項の一部については、同一学部の他の学科又は他の学部の授業科目を履修することができる。
- 5 本大学の教職課程において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次に掲げるとおりとする。

学 部 学 科	免 許 状 の 種 類	(免許教科)
経済学部 1 部 経 済 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
経済学部 1 部地域経済学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
経済学部 2 部 経 済 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
経済学部 2 部地域経済学科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
経営学部 1 部 経 営 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
経営学部 1 部経営情報学科	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(情 報)
経営学部 2 部 経 営 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(商 業)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(情 報)
法 学 部 1 部 法 律 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
法 学 部 1 部 政 治 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
法 学 部 2 部 法 律 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
法 学 部 2 部 政 治 学 科	中学校教諭一種免許状	(社 会)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(公 民)
人文学部 1 部日本文化学科	中学校教諭一種免許状	(国 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(国 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
人文学部 1 部英米文化学科	中学校教諭一種免許状	(英 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(英 語)
同 上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)

人文学部	2部日本文化学科	中学校教諭一種免許状	(国語)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(国語)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
人文学部	2部英米文化学科	中学校教諭一種免許状	(英語)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(英語)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(地理歴史)
工学部	社会環境工学科	中学校教諭一種免許状	(数学)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(数学)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(工業)
工学部	建築学科	中学校教諭一種免許状	(数学)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(数学)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(工業)
工学部	電子情報工学科	中学校教諭一種免許状	(数学)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(数学)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(情報)
工学部	生命工学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(理科)
同	上	高等学校教諭一種免許状	(情報)

6 教職課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 教職課程授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。

(司書となる資格、司書教諭の所要資格、社会教育主事となる資格及び学芸員となる資格の取得)

第51条 本大学に、司書となる資格又は司書教諭の所要資格を取得する課程(以下「図書館学課程」という。)、社会教育主事となる資格を取得する課程(以下「社会教育主事課程」という。))及び学芸員となる資格を取得する課程(以下「学芸員課程」という。)を置く。

2 本大学の図書館学課程で取得できる資格の種類は、司書となる資格又は司書教諭の所要資格とする。

3 本大学の社会教育主事課程で取得できる資格は、社会教育主事となる資格とする。また、この資格を取得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

4 本大学の学芸員課程で取得できる資格は、学芸員となる資格とする。

5 第2項、第3項及び第4項の資格を取得しようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、別表11の(1)、(2)、(3)及び(4)に定める所要の単位を修得しなければならない。

6 図書館学課程、社会教育主事課程及び学芸員課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

7 図書館学課程、社会教育主事課程及び学芸員課程の授業科目を履修する者は、別表14に定める受講料を納入しなければならない。

(日本語教員養成課程)

第51条の2 本大学に日本語教員養成課程を置く。

2 日本語教員養成課程を履修するために必要な事項は、別に定める。

3 日本語教員養成課程の授業科目を履修する者は、学則別表14(9)に定める受講料を納入しなければならない。

第4章 公開講座

(公開講座)

第52条 本大学は、公開講座を設けることができる。

第5章 組織

第1節 職員の組織

(職員)

第53条 本大学に、次の職員を置く。

(1) 教育職員(学長、教授、准教授、講師及び助教)

(2) 事務職員

2 学長は、前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師及び助教の選考基準に関する規程は、別に定める。

(学長)

第54条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 学長候補の選出については別に定める。
- 3 学長の任期は4年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。
- 4 再任の場合の任期は2年とし、学長在任が連続3期となる選出は認めない。

(副学長)

第54条の2 本大学に内部質保証担当と総務担当の副学長を置き、本大学の教授をもって充てる。

- 2 副学長は学長を補佐し、学長の命を受け、内部質保証または総務に関する校務をつかさどる。
- 3 学長に事故あるときは、予め学長の指名した副学長がその職務を代行する。
- 4 副学長の任期は2年とし、これに満たない在任期間も1期とみなす。
- 5 再任の場合の任期は2年とし、副学長在任が連続4期となる選出は認めない。
- 6 副学長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(学部長)

第54条の3 学部に学部長を置き、本大学の教授をもって充てる。

- 2 学部長は学長を補佐し、当該学部を統轄する。
- 3 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 再任の場合の任期は1年とし、学部長在任が連続3期となる選出は認めない。
- 5 学部長候補の選出方法については、別に定めるところによる。

(学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センター)

第55条 本大学に学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターを置き、部長及びセンター長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

- 2 学生部、キャリア支援センター、入試部及び教務センターに関する規程は、別に定める。

(事務組織)

第56条 本大学は、その事務を遂行するため、事務組織を設ける。

- 2 事務組織及び事務分掌については、別に定める。

第2節 教授会、協議会、全学教授会及び委員会等

(教授会)

第57条 学部に、教授会を置き、所属の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

- 2 教授会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育研究上の目的に関する事項
 - (2) 学部の規則及び内規に関する事項
 - (3) 学部長及び協議員の選出に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍に関する事項
 - (6) 学位授与に関する事項
 - (7) 賞罰に関する事項
 - (8) 研究に関する事項
 - (9) 教員の選考に関する事項
 - (10) 予算概算の要求及び配布予算の執行に関する事項
 - (11) 学長より諮問された事項
 - (12) その他教育研究に必要な事項
- 3 教授会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第11号までの事項及びその他学長が定める事項について、学長に意見を述べるものとする。
- 4 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、構成員の3分の1以上の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 5 教授会は、構成員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 教員選考に関する事項は、別に定めるところによる。
- 7 学部長は、教授会が必要と認めるときは、他の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。ただし、この職員は、議決に加わることはできない。

(協議会)

第58条 本大学に、重要事項を調整又は協議するため協議会を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 研究科長
 - (5) 各学部の教授会から選出された教員各2人。このうち少なくとも1人は教授をもって充てる。
 - (6) 学生部長、キャリア支援センター長、入試部長、教務センター長、図書館長及び開発研究所長。
- なお、本号に定める構成員を総称して、機関長という。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項の調整又は協議を行う。

- (1) 予算概算の方針に関する事項
- (2) 人事基準の運用に関する事項
- (3) 学科課程の調整に関する事項
- (4) 全学的機関、学部間の調整事項
- (5) 学生の厚生補導又はその賞罰に関する重要事項
- (6) 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (7) 学部、学科及び重要な施設の設置又は変更並びに廃止に関する事項
- (8) 事務機構及び事務職員の配置に関する事項
- (9) 大学の重要行事に関する事項

3 第1項第5号により選出された協議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の協議員の欠員により選出された協議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会は、学長が必要であると認めたとき、教授会の議により開催の要求があったとき、又は第1項に掲げる構成員の3分の1以上から開催の要求があるとき学長が、これを招集する。

6 学長は、協議会の議長となる。

7 協議会は、学部を代表する協議員1人以上が出席し、かつ、第1項に掲げる構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

8 協議会は、第2項第8号の事項に関して、学長の諮問に応じるため、人事委員会を設けることができ、副学長、学部長、機関長及び事務部長をもって構成する。

9 協議会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、協議員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(全学教授会)

第59条 本大学に重要事項を審議するため、全学教授会を置き、学長並びに各学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

2 全学教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機関長の選出
- (2) 協議会において、協議不調となった事項中、次に掲げる事項
 - イ 学部、学科又は重要な施設の設置、変更又は廃止に関する事項
 - ロ 学則その他の重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - ハ 大学の重要行事に関する事項
 - ニ 学長又は協議会が必要と認める事項

3 学長は、全学教授会を招集する。ただし、構成員の3分の1以上から前条の事項につき開催の要求があるとき、又は協議会が必要と認めるときは、これを招集しなければならない。

4 全学教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

5 学長は、全学教授会の議長となる。

6 全学教授会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 全学教授会には、学長の指定する所要の職員を列席させるほか、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(学長室)

第60条 本大学に、重要事項に関する学長提案を調整し、あわせてその運営に資するため、学長室を置き、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 事務部長
- (5) 大学院事務部長（兼）学長秘書業務総括担当
- (6) 事務部課長
- (7) 学長が必要と認め、協議会が承認した者

2 学長室は、次の各号に掲げる事項について学長提案の調整を行う。

- (1) 協議会の協議事項
- (2) 将来構想委員会の審議事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

3 学長室は、次の各号に掲げる事項について、事前協議又は調整を行うことができる。

- (1) 協議会の議題
- (2) 将来構想委員会の議題
- (3) その他学長が必要と認めた事項

4 学長は、年度毎に、第1項に規定する構成員の分掌及び第2項に基づく検討事項を協議会の議を経て定める。

5 第1項第7号構成員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 学長室は、必要に応じ構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
(委員会)

第61条 本大学に学生委員会、キャリア支援委員会、入試委員会、図書委員会及び教務委員会を設ける。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第62条 前条第1項のほか、必要に応じて委員会を設けることができる。

第6章 附属施設

(図書館)

第63条 本大学に、図書館を置き、館長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(開発研究所)

第64条 本大学に、開発研究所を置き、所長は、第59条第1項に定める全学教授会の構成員である教授をもって充てる。

2 開発研究所に関する規程は、別に定める。

(厚生施設)

第65条 本大学の職員及び学生は、学園経営の厚生施設を利用することができる。

(診療所)

第66条 本大学の職員及び学生は、診療所において施療及び保健衛生に関する指導を受けることができる。

第7章 雑則

(学則の改廃)

第67条 本学則の改廃は、協議会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和52年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和57年度以降の入学者から適用し、昭和56年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和58年度以降の入学者から適用し、昭和57年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和59年度以降の入学者から適用し、昭和58年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和59年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員
			人
経済学部 1部	経 済 学 科		2 9 5
	経 営 学 科		2 9 5
経済学部 2部	経 済 学 科		1 2 0
	経 営 学 科		1 2 0
法 学 部 1部	法 律 学 科		2 9 5
	2部 法 律 学 科		1 2 0
工 学 部	土 木 工 学 科		1 0 0
	建 築 学 科		1 0 0
計			1, 4 4 5

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員
			人
経済学部 1部	経 済 学 科		2 9 5
	経 営 学 科		2 9 5
経済学部 2部	経 済 学 科		1 2 0
	経 営 学 科		1 2 0
法 学 部 1部	法 律 学 科		2 9 5
	2部 法 律 学 科		1 2 0
工 学 部	土 木 工 学 科		9 0
	建 築 学 科		9 0

電子情報工学科	1 0 0
計	1, 5 2 5

附 則

- この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和74年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
	人
経済学部 1部 経 済 学 科	2 9 5
経 営 学 科	2 9 5
経済学部 2部 経 済 学 科	1 2 0
経 営 学 科	1 2 0
法 学 部 1部 法 律 学 科	2 9 5
2部 法 律 学 科	1 2 0
工 学 部 土 木 工 学 科	9 0
建 築 学 科	9 0
電子情報工学科	1 0 0
計	1, 5 2 5

- 第22条の別表1、別表3及び別表5のイの一般教育科目、別表1、別表2、別表3及び別表4のニの専門教育科目並びに第25条第5号の法学部1部、2部の単位数は、昭和63年度第1年次入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者については、従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成元年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
	人
経済学部 1部 経 済 学 科	2 9 5
経 営 学 科	2 9 5
経済学部 2部 経 済 学 科	1 2 0
経 営 学 科	1 2 0
法 学 部 1部 法 律 学 科	2 9 5
2部 法 律 学 科	1 2 0
工 学 部 土 木 工 学 科	9 0
建 築 学 科	9 0
電子情報工学科	1 0 0
計	1, 5 2 5

附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成2年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等	入学定員
	人
経済学部 1部 経 済 学 科	2 9 5
経 営 学 科	2 9 5
経済学部 2部 経 済 学 科	1 2 0
経 営 学 科	1 2 0
法 学 部 1部 法 律 学 科	2 9 5

工 学 部	2 部	法 律 学 科	1 2 0
		土 木 工 学 科	9 0
		建 築 学 科	9 0
		電子情報工学科	1 0 0
計			1, 5 2 5

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員
			人
経済学部	1 部	経 済 学 科	2 9 5
		経 営 学 科	2 9 5
経済学部	2 部	経 済 学 科	1 2 0
		経 営 学 科	1 2 0
法 学 部	1 部	法 律 学 科	2 9 5
	2 部	法 律 学 科	1 2 0
工 学 部		土 木 工 学 科	9 0
		建 築 学 科	9 0
		電子情報工学科	1 0 0
計			1, 5 2 5

- 3 第27条第2項の規定は、平成2年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第28条第1項の規定は平成4年度以降の入学者から適用し、平成3年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成5年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部	1 部	経 済 学 科	1, 0 8 0
		経 営 学 科	1, 0 8 0
経済学部	2 部	経 済 学 科	4 8 0
		経 営 学 科	4 8 0
法 学 部	1 部	法 律 学 科	1, 0 8 0
	2 部	法 律 学 科	4 8 0
人文学部	1 部	日本文化学科	2 4 0
		英米文化学科	2 4 0
人文学部	2 部	日本文化学科	1 6 0
		英米文化学科	1 2 0
工 学 部		土 木 工 学 科	3 2 0
		建 築 学 科	3 2 0
		電子情報工学科	4 0 0
計			6, 4 8 0

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成5年度以降の入学者から適用し、平成4年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成6年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部 1部	経 済 学 科		1, 0 8 0
	経 営 学 科		1, 0 8 0
経済学部 2部	経 済 学 科		4 8 0
	経 営 学 科		4 8 0
法 学 部 1部	法 律 学 科		1, 0 8 0
	2部 法 律 学 科		4 8 0
人文学部 1部	日本文化学科		2 4 0
	英米文化学科		2 4 0
人文学部 2部	日本文化学科		1 6 0
	英米文化学科		1 2 0
工 学 部	土 木 工 学 科		3 2 0
	建 築 学 科		3 2 0
	電子情報工学科		4 0 0
計			6, 4 8 0

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成6年度以降の入学者から適用し、平成5年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成7年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部 1部	経 済 学 科		1, 0 8 0
	経 営 学 科		1, 0 8 0
経済学部 2部	経 済 学 科		4 8 0
	経 営 学 科		4 8 0
法 学 部 1部	法 律 学 科		1, 0 8 0
	2部 法 律 学 科		4 8 0
人文学部 1部	日本文化学科		2 4 0
	英米文化学科		2 4 0
人文学部 2部	日本文化学科		1 6 0
	英米文化学科		1 2 0
工 学 部	土 木 工 学 科		3 2 0
	建 築 学 科		3 2 0
	電子情報工学科		4 0 0
計			6, 4 8 0

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成7年度以降の入学者から適用し、平成6年度以前の入学者については従来の規定による。
- 4 ただし、第25条の第5号の専門教育科目工学部土木工学科の卒業単位数は、平成7年度第1年次入学者から適用し、平成7年度第2年次以降の学生については、従来の規定による。
- 5 ただし、別表7のへの専門教育科目は、平成7年度第3年次学生から適用し、平成7年度第4年次学生については、従来の規定によることを追加する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成8年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部 1部	経 済 学 科		1, 0 8 0
	経 営 学 科		1, 0 8 0
経済学部 2部	経 済 学 科		4 8 0
	経 営 学 科		4 8 0
法 学 部 1部	法 律 学 科		1, 0 8 0
	2部 法 律 学 科		4 8 0
人文学部 1部	日本文化学科		2 4 0
	英米文化学科		2 4 0
人文学部 2部	日本文化学科		1 6 0
	英米文化学科		1 2 0
工 学 部	土 木 工 学 科		3 2 0
	建 築 学 科		3 2 0
	電子情報工学科		4 0 0
計			6, 4 8 0

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第2条第1項の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			収容定員
			人
経済学部 1部	経 済 学 科		1, 0 8 0
	経 営 学 科		1, 0 8 0
経済学部 2部	経 済 学 科		4 8 0
	経 営 学 科		4 8 0
法 学 部 1部	法 律 学 科		1, 0 8 0
	2部 法 律 学 科		4 8 0
人文学部 1部	日本文化学科		2 4 0
	英米文化学科		2 4 0
人文学部 2部	日本文化学科		1 6 0
	英米文化学科		1 2 0
工 学 部	土 木 工 学 科		3 2 0
	建 築 学 科		3 2 0
	電子情報工学科		4 0 0
計			6, 4 8 0

- 3 ただし、第28条第1項の規定は平成8年度以降の入学者から適用し、平成7年度以前の入学者については従来の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に該当する者については、変更後の北海学園大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (1) 平成10年3月31日に本大学に在籍する者
 - (2) 平成10年3月31日以前に本大学に入学した者で、再入学（復籍）する者
 - (3) 平成10年4月1日以降平成12年3月31日以前に編入学する者
- 3 前項の取り扱いにおいて、教養部、教養部長又は教養部教授会の審議又は決定若しくは認定すべき事項については、それぞれ学部、学部長又は学部教授会が行うものとする。
- 4 第3条第1項の規定にかかわらず、平成10年度から平成11年度までの間の収容定員は、次のとお

りとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	収容定員
			人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	270	1,080
同	上	経 営 学 科	270	1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	120	480
同	上	経 営 学 科	120	480
法学部	1部	法 律 学 科	270	1,080
法学部	2部	法 律 学 科	120	480
人文学部	1部	日本文化学科	60	240
同	上	英米文化学科	60	240
人文学部	2部	日本文化学科	40	160
同	上	英米文化学科	30	120
工 学 部		土 木 工 学 科	80	320
同	上	建 築 学 科	80	320
同	上	電子情報工学科	100	400
計			1,620	6,480

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 第3条に定める編入学定員により法学部1部法律学科に編入学する者については、平成10年4月1日施行学則附則第2項第3号の規定にかかわらず、本学則を適用する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	270		1,080
同	上	経 営 学 科	270		1,080
経済学部	2部	経 済 学 科	120		480
同	上	経 営 学 科	120		480
法学部	1部	法 律 学 科	190	20	800
同	上	政 治 学 科	100	10	420
法学部	2部	法 律 学 科	120		480
同	上	政 治 学 科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	60		240
同	上	英米文化学科	60		240
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工 学 部		土 木 工 学 科	80		320
同	上	建 築 学 科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,700	30	6,860

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成12年度

学 部 ・ 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
-------------	------	----------------	------

			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	263		1,073
同	上	経営学科	263		1,073
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	183	20	953
同	上	政治学科	100	10	200
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		120
人文学部	1部	日本文化学科	100		280
同	上	英米文化学科	95		275
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,754	30	6,734

平成13年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	256		1,059
同	上	経営学科	256		1,059
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	176	20	859
同	上	政治学科	100	10	310
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		180
人文学部	1部	日本文化学科	100		320
同	上	英米文化学科	95		310
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,733	30	6,857

平成14年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	249		1,038
同	上	経営学科	249		1,038
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	169	20	758
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		360

同	上	英米文化学科	95		345
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,712	30	6,959

平成15年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	242		1,010
同	上	経営学科	242		1,010
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,691	30	6,950

平成16年度

学部・学科等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	235		982
同	上	経営学科	235		982
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	155	20	702
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,670	30	6,866

3 ただし、第22条第3項、第51条の2は、平成10年度以降入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成13年度

学 部 ・ 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	256		1,059
同 上 経営学科	256		1,059
経済学部 2部 経済学科	120		480
同 上 経営学科	120		480
法学部 1部 法律学科	176	20	859
同 上 政治学科	100	10	310
法学部 2部 法律学科	120		480
同 上 政治学科	60		180
人文学部 1部 日本文化学科	100		320
同 上 英米文化学科	95		310
人文学部 2部 日本文化学科	40		160
同 上 英米文化学科	30		120
工学部 土木工学科	80		320
同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1,733	30	6,857

平成14年度

学 部 ・ 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	249		1,038
同 上 経営学科	249		1,038
経済学部 2部 経済学科	120		480
同 上 経営学科	120		480
法学部 1部 法律学科	169	20	758
同 上 政治学科	100	10	420
法学部 2部 法律学科	120		480
同 上 政治学科	60		240
人文学部 1部 日本文化学科	100		360
同 上 英米文化学科	95		345
人文学部 2部 日本文化学科	40		160
同 上 英米文化学科	30		120
工学部 土木工学科	80		320
同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1,712	30	6,959

平成15年度

学 部 ・ 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	242		1,010
同 上 経営学科	242		1,010
経済学部 2部 経済学科	120		480
同 上 経営学科	120		480

法 学 部	1 部	法 律 学 科	1 6 2	2 0	7 3 0
同	上	政 治 学 科	1 0 0	1 0	4 2 0
法 学 部	2 部	法 律 学 科	1 2 0		4 8 0
同	上	政 治 学 科	6 0		2 4 0
人文学部	1 部	日 本 文 化 学 科	1 0 0		4 0 0
同	上	英 米 文 化 学 科	9 5		3 8 0
人文学部	2 部	日 本 文 化 学 科	4 0		1 6 0
同	上	英 米 文 化 学 科	3 0		1 2 0
工 学 部		土 木 工 学 科	8 0		3 2 0
同	上	建 築 学 科	8 0		3 2 0
同	上	電 子 情 報 工 学 科	1 0 0		4 0 0
			1, 6 9 1	3 0	6, 9 5 0

平成16年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1 部	経 済 学 科	2 3 5		9 8 2
同	上	経 営 学 科	2 3 5		9 8 2
経済学部	2 部	経 済 学 科	1 2 0		4 8 0
同	上	経 営 学 科	1 2 0		4 8 0
法 学 部	1 部	法 律 学 科	1 5 5	2 0	7 0 2
同	上	政 治 学 科	1 0 0	1 0	4 2 0
法 学 部	2 部	法 律 学 科	1 2 0		4 8 0
同	上	政 治 学 科	6 0		2 4 0
人文学部	1 部	日 本 文 化 学 科	1 0 0		4 0 0
同	上	英 米 文 化 学 科	9 5		3 8 0
人文学部	2 部	日 本 文 化 学 科	4 0		1 6 0
同	上	英 米 文 化 学 科	3 0		1 2 0
工 学 部		土 木 工 学 科	8 0		3 2 0
同	上	建 築 学 科	8 0		3 2 0
同	上	電 子 情 報 工 学 科	1 0 0		4 0 0
			1, 6 7 0	3 0	6, 8 6 6

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成14年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1 部	経 済 学 科	2 4 9		1, 0 3 8
同	上	経 営 学 科	2 4 9		1, 0 3 8
経済学部	2 部	経 済 学 科	1 2 0		4 8 0
同	上	経 営 学 科	1 2 0		4 8 0
法 学 部	1 部	法 律 学 科	1 6 9	2 0	7 5 8
同	上	政 治 学 科	1 0 0	1 0	4 2 0
法 学 部	2 部	法 律 学 科	1 2 0		4 8 0
同	上	政 治 学 科	6 0		2 4 0
人文学部	1 部	日 本 文 化 学 科	1 0 0		3 6 0
同	上	英 米 文 化 学 科	9 5		3 4 5

人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,712	30	6,959

平成15年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	242		1,010
同	上	経営学科	242		1,010
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,691	30	6,950

平成16年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	235		982
同	上	経営学科	235		982
経済学部	2部	経済学科	120		480
同	上	経営学科	120		480
法学部	1部	法律学科	155	20	702
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,670	30	6,866

3 ただし、第50条第3項及び第5項並びに第6項の規定は、平成13年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度までの入学定員、編入学定員及び

収容定員は、次のとおりとする。

平成15年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	167		935
同	上	地域経済学科	140		140
同	上	経営学科	—		768
経済学部	2部	経済学科	75		435
同	上	地域経済学科	45		45
同	上	経営学科	—		360
経営学部	1部	経営学科	167		167
同	上	経営情報学科	140		140
経営学部	2部	経営学科	100		100
法学部	1部	法律学科	162	20	730
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		土木工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,801	30	7,060

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

平成16年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		832
同	上	地域経済学科	140		280
同	上	経営学科	—		505
経済学部	2部	経済学科	75		390
同	上	地域経済学科	45		90
同	上	経営学科	—		240
経営学部	1部	経営学科	160		327
同	上	経営情報学科	140		280
経営学部	2部	経営学科	100		200
法学部	1部	法律学科	155	20	702
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120

工 学 部	土 木 工 学 科	8 0		3 2 0
同 上	建 築 学 科	8 0		3 2 0
同 上	電子情報工学科	1 0 0		4 0 0
		1, 7 8 0	3 0	7, 0 8 6

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成16年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	1 6 0		8 3 2
同 上		地 域 経 済 学 科	1 4 0		2 8 0
同 上		経 営 学 科	—		5 0 5
経済学部	2部	経 済 学 科	7 5		3 9 0
同 上		地 域 経 済 学 科	4 5		9 0
同 上		経 営 学 科	—		2 4 0
経営学部	1部	経 営 学 科	1 6 0		3 2 7
同 上		経 営 情 報 学 科	1 4 0		2 8 0
経営学部	2部	経 営 学 科	1 0 0		2 0 0
法 学 部	1部	法 律 学 科	1 5 5	2 0	7 0 2
同 上		政 治 学 科	1 0 0	1 0	4 2 0
法 学 部	2部	法 律 学 科	1 2 0		4 8 0
同 上		政 治 学 科	6 0		2 4 0
人文学部	1部	日 本 文 化 学 科	1 0 0		4 0 0
同 上		英 米 文 化 学 科	9 5		3 8 0
人文学部	2部	日 本 文 化 学 科	4 0		1 6 0
同 上		英 米 文 化 学 科	3 0		1 2 0
工 学 部		土 木 工 学 科	8 0		3 2 0
同 上		建 築 学 科	8 0		3 2 0
同 上		電子情報工学科	1 0 0		4 0 0
			1, 7 8 0	3 0	7, 0 8 6

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成17年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。
- ただし、土木工学科から社会環境工学科に名称変更することについては、平成17年4月1日に在籍している者から適用する。

平成17年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	1 6 0		7 3 6
同 上		地 域 経 済 学 科	1 4 0		4 2 0
同 上		経 営 学 科	—		2 4 9
経済学部	2部	経 済 学 科	7 5		3 4 5

同	上	地域経済学科	45		135
同	上	経営学科	—		120
経営学部	1部	経営学科	160		487
同	上	経営情報学科	140		420
経営学部	2部	経営学科	100		300
法学部	1部	法律学科	155	20	681
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,133

備考 経済学部1・2部は、平成15年4月1日改組転換を実施したため経済学部1部経営学科・2部経営学科は、募集停止となるため収容定員のみの表示とする。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成18年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		647
同	上	地域経済学科	140		560
同	上	経営学科	—		—
経済学部	2部	経済学科	75		300
同	上	地域経済学科	45		180
同	上	経営学科	—		—
経営学部	1部	経営学科	160		647
同	上	経営情報学科	140		560
経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	667
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	80		320
同	上	建築学科	80		320
同	上	電子情報工学科	100		400
			1,780	30	7,201

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成19年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成19年度

学 部 ・ 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	160		640
同 上 地域経済学科	140		560
同 上 経営学科	—		—
経済学部 2部 経済学科	75		300
同 上 地域経済学科	45		180
同 上 経営学科	—		—
経営学部 1部 経営学科	160		640
同 上 経営情報学科	140		560
経営学部 2部 経営学科	100		400
法学部 1部 法律学科	155	20	660
同 上 政治学科	100	10	420
法学部 2部 法律学科	120		480
同 上 政治学科	60		240
人文学部 1部 日本文化学科	100		400
同 上 英米文化学科	95		380
人文学部 2部 日本文化学科	40		160
同 上 英米文化学科	30		120
工 学 部 社会環境工学科	80		320
同 上 建築学科	80		320
同 上 電子情報工学科	100		400
	1, 780	30	7, 180

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、平成24年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成24年度

学 部 ・ 学 科 等	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
	人	人	人
経済学部 1部 経済学科	160		640
同 上 地域経済学科	140		560
経済学部 2部 経済学科	75		300
同 上 地域経済学科	45		180
経営学部 1部 経営学科	160		640
同 上 経営情報学科	140		560

経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	660
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	60		300
同	上	建築学科	70		310
同	上	電子情報工学科	70		370
同	上	生命工学科	60		60
			1,780	30	7,180

附 則

- この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成25年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		640
同	上	地域経済学科	140		560
経済学部	2部	経済学科	75		300
同	上	地域経済学科	45		180
経営学部	1部	経営学科	160		640
同	上	経営情報学科	140		560
経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	660
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	60		280
同	上	建築学科	70		300
同	上	電子情報工学科	70		340
同	上	生命工学科	60		120
			1,780	30	7,180

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 第3条第1項の規定にかかわらず、平成26年度の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

平成26年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
-------------	--	--	------	----------------	------

			人	人	人
経済学部	1部	経済学科	160		640
同	上	地域経済学科	140		560
経済学部	2部	経済学科	75		300
同	上	地域経済学科	45		180
経営学部	1部	経営学科	160		640
同	上	経営情報学科	140		560
経営学部	2部	経営学科	100		400
法学部	1部	法律学科	155	20	660
同	上	政治学科	100	10	420
法学部	2部	法律学科	120		480
同	上	政治学科	60		240
人文学部	1部	日本文化学科	100		400
同	上	英米文化学科	95		380
人文学部	2部	日本文化学科	40		160
同	上	英米文化学科	30		120
工学部		社会環境工学科	60		260
同	上	建築学科	70		290
同	上	電子情報工学科	70		310
同	上	生命工学科	60		180
			1,780	30	7,180

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第32条第5項の規定は平成31年度以降の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第35条第3項の規定は令和2年度以降の入学者から適用し、平成31年度以前の入学者については従前の規定による。
- 3 学部長職務規程は廃止する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

令和8年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	編入学定員	収容定員
			人	人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	1 6 0		6 4 0
同	上	地域経済学科	1 4 0		5 6 0
経済学部	2部	経 済 学 科	7 5		3 0 0
同	上	地域経済学科	4 5		1 8 0
経営学部	1部	経 営 学 科	1 6 0		6 4 0
同	上	経営情報学科	1 4 0		5 6 0
経営学部	2部	経 営 学 科	1 0 0		4 0 0
法学部	1部	法 律 学 科	1 5 0		6 3 5
同	上	政 治 学 科	1 2 5		4 3 5
法学部	2部	法 律 学 科	1 0 0		4 6 0
同	上	政 治 学 科	7 5		2 5 5
人文学部	1部	日本文化学科	1 0 0		4 0 0
同	上	英米文化学科	9 5		3 8 0
人文学部	2部	日本文化学科	4 0		1 6 0
同	上	英米文化学科	3 0		1 2 0
工 学 部		社会環境工学科	6 0		2 4 0
同	上	建 築 学 科	7 0		2 8 0
同	上	電子情報工学科	7 0		2 8 0
同	上	生 命 工 学 科	6 0		2 4 0
			1, 7 9 5		7, 1 6 5

令和9年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	収容定員
			人	人
経済学部	1部	経 済 学 科	1 6 0	6 4 0
同	上	地域経済学科	1 4 0	5 6 0
経済学部	2部	経 済 学 科	7 5	3 0 0
同	上	地域経済学科	4 5	1 8 0
経営学部	1部	経 営 学 科	1 6 0	6 4 0
同	上	経営情報学科	1 4 0	5 6 0
経営学部	2部	経 営 学 科	1 0 0	4 0 0
法学部	1部	法 律 学 科	1 5 0	6 1 0
同	上	政 治 学 科	1 2 5	4 5 0
法学部	2部	法 律 学 科	1 0 0	4 4 0
同	上	政 治 学 科	7 5	2 7 0
人文学部	1部	日本文化学科	1 0 0	4 0 0
同	上	英米文化学科	9 5	3 8 0
人文学部	2部	日本文化学科	4 0	1 6 0
同	上	英米文化学科	3 0	1 2 0
工 学 部		社会環境工学科	6 0	2 4 0
同	上	建 築 学 科	7 0	2 8 0
同	上	電子情報工学科	7 0	2 8 0
同	上	生 命 工 学 科	6 0	2 4 0
			1, 7 9 5	7, 1 5 0

令和10年度

学 部 ・ 学 科 等			入学定員	収容定員
			人	人
経済学部	1 部	経 済 学 科	1 6 0	6 4 0
同	上	地域経済学科	1 4 0	5 6 0
経済学部	2 部	経 済 学 科	7 5	3 0 0
同	上	地域経済学科	4 5	1 8 0
経営学部	1 部	経 営 学 科	1 6 0	6 4 0
同	上	経営情報学科	1 4 0	5 6 0
経営学部	2 部	経 営 学 科	1 0 0	4 0 0
法 学 部	1 部	法 律 学 科	1 5 0	6 0 5
同	上	政 治 学 科	1 2 5	4 7 5
法 学 部	2 部	法 律 学 科	1 0 0	4 2 0
同	上	政 治 学 科	7 5	2 8 5
人文学部	1 部	日本文化学科	1 0 0	4 0 0
同	上	英米文化学科	9 5	3 8 0
人文学部	2 部	日本文化学科	4 0	1 6 0
同	上	英米文化学科	3 0	1 2 0
工 学 部		社会環境工学科	6 0	2 4 0
同	上	建 築 学 科	7 0	2 8 0
同	上	電子情報工学科	7 0	2 8 0
同	上	生 命 工 学 科	6 0	2 4 0
			1, 7 9 5	7, 1 6 5

学則の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

志願実績を踏まえた 3 年次編入学定員の廃止、1 部への転部希望者数を踏まえた 2 部・1 部間の定員配分の適正化、及び学科選択の希望者数を踏まえた法律学科と政治学科の定員配分の適正化を行う。

2. 変更内容

(1) 法学部の入学定員、編入学定員及び収容定員を変更する。

ア法学部 1 部の編入学定員 30 人（収容定員 60 人）を 0 人とする。

イ法学部 1 部法律学科の入学定員を 155 人から 150 人に変更する。このことに伴い、収容定員を 660 人から 600 人に変更する。

ウ法学部 1 部政治学科の入学定員を 100 人から 125 人に変更する。このことに伴い、収容定員を 420 人から 500 人に変更する。

エ法学部 2 部法律学科の入学定員を 120 人から 100 人に変更する。このことに伴い、収容定員 480 人から 400 人に変更する。

オ法学部 2 部法律学科の入学定員を 60 人から 75 人に変更する。このことに伴い、収容定員 240 人から 300 人に変更する。

(2) その他の変更

附則に施行年月日を表記する。

3. 変更の時期

令和 8 年 4 月 1 日

北海学園大学則変更部分の新旧の比較対照表

<新>

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	(学 科)	(入学定員)	(収容定員)
		人	人
経済学部1部	経 済 学 科	160	640
同 上	地域経済学科	140	560
経済学部2部	経 済 学 科	75	300
同 上	地域経済学科	45	180
経営学部1部	経 営 学 科	160	640
同 上	経営情報学科	140	560
経営学部2部	経 営 学 科	100	400
法学部1部	法 律 学 科	150	600
同 上	政治学科	125	500
法学部2部	法 律 学 科	100	400
同 上	政治学科	75	300
人文学部1部	日本文化学科	100	400
同 上	英米文化学科	95	380
人文学部2部	日本文化学科	40	160
同 上	英米文化学科	30	120
工 学 部	社会環境工学科	60	240
同 上	建 築 学 科	70	280
同 上	電子情報工学科	70	280
同 上	生 命 工 学 科	60	240

- 2 各学部に関する規則は、別に定める。
3 前項の規則には、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。
4 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
2 第3条第1項の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

令和8年度

学部・学科等	入学定員	編入学定員	収容定員
	人	人	人
経済学部1部 経 済 学 科	160		640
同 上 地域経済学科	140		560
経済学部2部 経 済 学 科	75		300
同 上 地域経済学科	45		180
経営学部1部 経 営 学 科	160		640
同 上 経営情報学科	140		560
経営学部2部 経 営 学 科	100		400
法学部1部 法 律 学 科	150		635
同 上 政治学科	125		435
法学部2部 法 律 学 科	100		460
同 上 政治学科	75		255
人文学部1部 日本文化学科	100		400
同 上 英米文化学科	95		380
人文学部2部 日本文化学科	40		160
同 上 英米文化学科	30		120
工 学 部 社会環境工学科	60		240
同 上 建 築 学 科	70		280
同 上 電子情報工学科	70		280
同 上 生 命 工 学 科	60		240
	1,795		7,165

令和9年度

学部・学科等	入学定員	収容定員
	人	人
経済学部1部 経 済 学 科	160	640
同 上 地域経済学科	140	560
経済学部2部 経 済 学 科	75	300
同 上 地域経済学科	45	180
経営学部1部 経 営 学 科	160	640
同 上 経営情報学科	140	560
経営学部2部 経 営 学 科	100	400
法学部1部 法 律 学 科	150	610
同 上 政治学科	125	450
法学部2部 法 律 学 科	100	440
同 上 政治学科	75	270
人文学部1部 日本文化学科	100	400
同 上 英米文化学科	95	380
人文学部2部 日本文化学科	40	160
同 上 英米文化学科	30	120
工 学 部 社会環境工学科	60	240
同 上 建 築 学 科	70	280
同 上 電子情報工学科	70	280
同 上 生 命 工 学 科	60	240
	1,795	7,150

<現行>

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置き、入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	(学 科)	(入学定員)	(編入学定員)	(収容定員)
		人	(3年次)	人
経済学部1部	経 済 学 科	160		640
同 上	地域経済学科	140		560
経済学部2部	経 済 学 科	75		300
同 上	地域経済学科	45		180
経営学部1部	経 営 学 科	160		640
同 上	経営情報学科	140		560
経営学部2部	経 営 学 科	100		400
法学部1部	法 律 学 科	155	20	660
同 上	政治学科	100	10	420
法学部2部	法 律 学 科	120		480
同 上	政治学科	60		240
人文学部1部	日本文化学科	100		400
同 上	英米文化学科	95		380
人文学部2部	日本文化学科	40		160
同 上	英米文化学科	30		120
工 学 部	社会環境工学科	60		240
同 上	建 築 学 科	70		280
同 上	電子情報工学科	70		280
同 上	生 命 工 学 科	60		240

- 2 各学部に関する規則は、別に定める。
3 前項の規則には、各学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めるものとする。
4 本大学に、大学院を置く。大学院の学則は、別に定める。

令和10年度

学部・学科等	入学定員	収容定員
	人	人
経済学部1部 経済学科	160	640
同上 地域経済学科	140	560
経済学部2部 経済学科	75	300
同上 地域経済学科	45	180
経営学部1部 経営学科	160	640
同上 経営情報学科	140	560
経営学部2部 経営学科	100	400
法学部1部 法律学科	150	605
同上 政治学科	125	475
法学部2部 法律学科	100	420
同上 政治学科	75	285
人文学部1部 日本文化学科	100	400
同上 英米文化学科	95	380
人文学部2部 日本文化学科	40	160
同上 英米文化学科	30	120
工学部 社会環境工学科	60	240
同上 建築学科	70	280
同上 電子情報工学科	70	280
同上 生命工学科	60	240
	1,795	7,165

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【目次】

ア．学則変更（収容定員変更）の内容……………	2
イ．学則変更（収容定員変更）の必要性……………	2
ウ．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容……………	4
エ．2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画……………	4

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

（１）法学部１部法律学科の３年次編入学定員 20 人（収容定員 40 人）及び法学部１部政治学科の３年次編入学定員 10 人（収容定員 20 人）を廃止し、15 人の入学定員として法学部１部政治学科に移す。

（２）法学部１部法律学科の入学定員 155 人のうち 5 人を法学部１部政治学科に移す。これにより、法学部１部法律学科の入学定員を、（１）の変更と合わせ、155 人から 150 人（収容定員 660 人から 600 人）に変更する。

（３）法学部２部法律学科の入学定員 120 人のうち、5 人を法学部１部政治学科に、15 人を法学部２部政治学科に移す。これにより法学部１部政治学科の入学定員を、（１）及び（２）の変更と合わせ、100 人から 125 人（収容定員 420 人から 500 人）に、法学部２部政治学科の入学定員を 60 人から 75 人（収容定員 240 人から 300 人）に、法学部２部法律学科の入学定員は 120 人から 100 人（収容定員 480 人から 400 人）に変更する。

（４）（１）から（３）の変更により、現行の入学定員 435 人（収容定員 1,740 人）及び編入学定員 30 人（収容定員 60 人）は、入学定員 450 人（収容定員 1,800 人）となり、法学部全体での収容定員の増減はない。

学部	学科	入学定員		編入学定員		収容定員	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
法学部	1 部法律学科	155	150	20	0	660	600
		(△5)		(△20)		(△60)	
	1 部政治学科	100	125	10	0	420	500
		(＋25)		(△10)		(＋80)	
	2 部法律学科	120	100	－	－	480	400
		(△20)				(△80)	
	2 部政治学科	60	75	－	－	240	300
		(＋15)				(＋60)	
合計		435	450	30	0	1,800	1,800
		(＋15)		(△30)		(±0)	

※編入学は３年次

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

（１）現在、編入学の募集は、１部３年次に設定されている法律学科 20 人・政治学科 10 人（推薦含む）の編入学定員並びに１部２年次及び２部２年次・３年次の両学科における「若干名」である。このうち１部３年次の編入学定員の対象は、本学と協定を結んでいる短期大学の卒業見込者と、それ以外の大学からの「一般」編入学希望者である。過去 25 年の間に短期大学のほとんどが４年制大学へ転換したため、協定短大からの志願者は大幅に減少した。30 人の定員枠がある１部３年次に限ってみると、入学者数は 2020 年度 1 人、2021 年度 3 人、2022 年 3 人、2023 年度 0 人、2024 年度 2 人にすぎず、定員充足率が低くなっている（【資料 1】参照）。

しかし協定校と一般の編入学を合わせた入学者は変動しながらも一定水準を維持してきた。

過去5年間で合計31人、年平均6.2人、過去3年間では16人、年平均5.3人の編入学生が入学してきたことになる（【資料2】参照）。

以上の実績値を受けて、1部3年次の編入学定員30人の枠を廃止し、「若干名」の募集に統一する。同時に、編入学収容定員60人（3年生と4年生の合計数）を4年間に案分した15人分を法学部1部政治学科の入学定員に追加する。この変更の完了する2029年度には、法学部の入学定員を単純に4倍したものが収容定員になる。また1部3年次の編入学定員の枠を廃止しても、協定を結んでいる短大からの志願があれば受け入れるため、不利益変更には当たらない。そのような趣旨であることを短大には通知する。

（2）法学部2部法律学科の入学定員のうち、5人分を法学部1部政治学科の入学定員に移す理由は、毎年度末に2部から1部への転部を希望する学生の要望に応えるためである。2021・2022・2023年度について見ると、2年次への進級時に転部を希望する学生数は8、10、7人おり、うち転部を許可された学生は6、7、7人であった。転部許可者の数字に鑑みて、2部から1部へ入学定員を移すのに5人という数字は妥当と思われる。

（3）編入学定員の相当分15人と2部から移す分5人をいずれも法学部1部政治学科に配分し、さらに法学部1部法律学科の入学定員のうち5人分を法学部1部政治学科に移そうとする理由は、学科選択時の政治学科希望者の多さに対応するためである。

法学部は学部一括で入学者選抜試験を行っており、2年次への進級時に法律と政治のいずれかの学科に配属される。学生は1年次の第2学期末に所属を希望する学科を届け出ることになっているが、政治学科の希望者の方が一貫して多いにもかかわらず、政治学科の定員の方が少ない。このため、1年次の学部専門科目の成績を数値化したもの（2024年度からはGPA）に基づき、政治学科希望者のうち成績下位者を法律学科に振り分けることを行ってきた。そこで所属学科の希望が通らない学生数を少しでも減らすことが望ましいが、そのために法律学科から政治学科へ移動すべき定員数は、従来の教育課程や教員組織に影響を及ぼさない規模にとどめる必要がある。

これまでの学科選択の実績を見ると、例えば2024年度は法学部1部政治学科の入学定員100人に対して希望者は129人おり、超過分29人のうち、14人を法律学科に振り分けており、政治学科への配属者の数は定員の約1.2倍に当たる119人としていた。法学部1部政治学科の希望者の超過分は2024年度が29人、2023年度が28人、2022年度が31人だった（【資料3】参照）。仮に1部政治学科の定員を25人増やすと、政治学科希望者の超過分のほとんどを定員内でカバーできることになる。

（4）上記（3）と同じ理由から、2部においても学科間の定員の再配分を行う。ただし2部の場合、法律学科が政治学科の2倍の定員を持っており、学科間の定員の再配分には一定の限界がある。2024年度には2部政治学科の定員60人に対して希望者は119人いたが、最終的に定員の約1.2倍に当たる71人を2部政治学科に配属した。また2023年度と2022年度の場合、2部政治学科に配属した2023年度の学生数は70人、2022年度は69人だった（【資料3】参照）。これらの実績値に近い75人に2部政治学科の定員を増やすのであれば、従来の教育課程や教員組織に影響を及ぼさない。2部法律学科は15人を2部政治学科に、5人を1部政治学科に移すため100人の定員となる。

ウ．学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

このたびの法学部の 1 部と 2 部、及び法律学科と政治学科の収容定員の変更では、法学部の教育課程や教育方法、履修指導方法、教員組織、及び大学全体の施設・設備に変更はない。

エ．2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当しない。

学則の変更の趣旨等を記載した書類 資料

【目次】

【資料 1】 3 年次編入学定員充足状況（直近 5 年）	2
【資料 2】 編入学者数の推移（直近 5 年）	2
【資料 3】 学科選択の実績（直近 3 年）	2

【資料 1】3 年次編入学定員充足状況（直近 5 年）

学部	学科	項目	入学年度				
			2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
法学部	1 部法律学科	編入学者数	0	2	3	0	1
		編入学定員数	20	20	20	20	20
		編入学定員充足率	0%	10.0%	15.0%	0%	5.0%
	1 部政治学科	編入学者数	1	1	0	0	1
		編入学定員数	10	10	10	10	10
		編入学定員充足率	10.0%	10.0%	0%	0%	10.0%

【資料 2】編入学者数の推移（直近 5 年）

学部	学科	入学年度									
		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
		2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年	2 年	3 年
法学部	1 部法律学科	1	0	0	2(2)	2	3(2)	1	0	0	1
	1 部政治学科	0	1(1)	0	1	0	0	0	0	0	1(1)
	2 部法律学科	1	1	1	3	0	2	0	0	0	0
	2 部政治学科	1	0	1	2	2	1	1	0	2	0
	合計	3	2(1)	2	8(2)	4	6(2)	2	0	2	2(1)
		5(1)		10(2)		10(2)		2		4(1)	

（ ）の数字は協定校推薦編入学者数で内数。

【資料 3】学科選択の実績（直近 3 年）

学部	学科	入学 定員	年度								
			2022 年度			2023 年度			2024 年度		
			希望 者数	調整 人数	配属 人数	希望 者数	調整 人数	配属 人数	希望 者数	調整 人数	配属 人数
法学部	1 部法律学科	155	130	+13	158	170	+8	187	144	+14	167
	1 部政治学科	100	131	-13	119	128	-8	120	129	-14	119
	2 部法律学科	120	48	+55	117	70	+30	107	75	+44	119
	2 部政治学科	60	125	-55	69	100	-30	70	119	-44	71

※配属人数は希望者数から調整人数の他、志望学科届未提出者やその他の異動者数を加減した人数となる。

学生の確保の見通し等を記載した書類

【目次】

(1) 収容定員を変更する組織の概要	
①収容定員を変更する組織の概要	2
②収容定員を変更する組織の特色	2
(2) 人材需要の社会的な動向等	
①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	2
②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	3
③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	3
④既設組織の定員充足の状況	3
(3) 学生確保の見通し	
①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	4
ア 既設組織における取組とその目標	
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	
②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）	5
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	
イ 競合校の入学志願動向等	
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	
エ 学生納付金等の金額設定の理由	
③先行事例分析	7
④学生確保に関するアンケート調査	7
⑤人材需要に関するアンケート調査等	7
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	7

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要

定員変更組織	入学定員	3 年次編 入学定員	収容定員	所在地
北海学園大学 法学部 1 部法律学科	150	－	600	札幌市豊平区旭町 4 丁目 1 番 40 号
北海学園大学 法学部 1 部政治学科	125	－	500	
北海学園大学 法学部 2 部法律学科	100	－	400	
北海学園大学 法学部 2 部政治学科	75	－	300	
合計	450	－	1,800	

②収容定員を変更する組織の特色

北海学園大学（以下、本学）は、1885 年創立の北海英語学校の系譜を引き、1952 年に創立された北海道最大の学生規模を持つ私立総合大学である。日経 BP コンサルティングの「大学ブランド・イメージ調査」（2023-2024 年）では本学の大学ブランド力は北海道内の私大の中で 1 位となっている。

今回収容定員を変更する法学部は、1 部と 2 部を構成要素として 1964 年に設置され、政治学科は 1999 年に設置された。現行の入学定員になったのは 2004 年からである。元々は北海道の発展に寄与する多様な人材の育成が求められたが、本学の他学部と比較して、法学や行政学の知識を活用できる業種、特に公務員を目指す学生の育成に重点を置いてきた。同時に、経済的に恵まれない境遇を持つ勤労学生に学びの機会を提供することを重視し、他学部よりも多い入学定員を 2 部（夜間部）に配分している。しかし法学や政治学の知識を活用できる業種は公務員にとどまらない。民間企業でも契約に関する法的思考や社会情勢に関する政治学的分析能力は有用である。

(2) 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

公務員試験の志願者は経済状況に応じて変動する。コロナ禍が終わり、景気が上向くにつれ、民間企業への就職を希望する学生が増えている。しかし北海道内の経済状況は全国に比べてやや悪いいため、公務員試験の志願者が大きく減るわけではない。本学学生の公務員試験合格者は 500 人～600 人の水準を維持している。公立学校教員試験合格者を除く公務員試験の合格者（延べ人数）は、2021 年～2023 年までの 3 年間で見ると本学全体で 607 人、600 人、514 人となっており、また公立学校教員試験合格者も含めると 618 人、635 人、550 人となっている。上述のとおり、公務員・民間企業を含めた就職内定率全体にも目立った変動は見られない。2023 年度の公務員試験合格者は法律学科 67 名、政治学科 61 名だった（【資料 1】参照）。

業種別就職状況と本社所在地別就職状況（大学 HP：<https://www.hgu.jp/career/employment-statistics.html>）によると、本学法学部の 2023 年度卒業生は 32.7%が公務員、その他 1.7%を除

いた残りが民間企業となっている。地域別では北海道内が 55%（うち札幌市内 44.3%）、関東地方が 38%となっている。本学全体では、国家公務員一般職（行政）合格者数が北海道・東北地区の私大で第 1 位となっている。2023 年度の公務員試験の就職者 237 名のうち、法学部は 98 名であり、学部別では最大の合格者を出している（次点は経済学部の 71 名）。

公務員と民間企業を合わせた就職内定率は、2023 年 3 月卒（2022 年 9 月卒含む）で 1 部は法律学科 91.79%、政治学科 94.83%、2 部は法律学科 75.0%、政治学科 87.5%だった。また 2024 年 3 月卒（2023 年 9 月卒含む）で 1 部は法律学科 92.16%、政治学科 91.26%、2 部は法律学科 89.71%、政治学科 88.33%だった（【資料 1】参照）。

②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

北海道の 18 歳人口は徐々に減少してきているが、4 万人を切る変化が見込まれるのは 2030 年からである【資料 2】。一方、短大を除く大学進学者数（現役）は、2014 年 15,480 人から 2023 年 17,603 人（2,123 人増加）へ 13.7%増加し、短大を除く大学進学率（現役）も 2014 年 35.5%から 2023 年 48.1%へ 12.6 ポイント上昇している。大学進学率は全国平均（男性、女性）をやや下回るため、まだ若干増加の余地があり、これによって人口の減少分を多少は相殺することが見込まれる（*）。

*リクルート進学総研「マーケットリポート 2023」Vol.119, 2024 年 2 月号「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 北海道版」；リクルート進学総研「マーケットリポート 2023」Vol.118, 2024 年 2 月号「18 歳人口予測 大学・短期大学・専門学校進学率 地元残留率の動向 全国版」

この状況を見込んで、本学では 2026 年度入学者選抜から抜本的な入試制度改革を導入する。なかでも、従来は 4 日間の日程に分けて行ってきた 5 学部の入学者選抜試験を 2 日間に集約するとともに、同じ試験日の併願を文系 4 学部間で可能にする「統一日程選抜」が導入される。これにより、本学全体の志願者の増加が見込まれる。同時に、法学部では過去 4 年間を通じて指定校推薦選抜の対象校の拡大を行ってきたため、指定校推薦の志願者が着実に増加してきた。

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

【別紙 1】のとおり北海道内の大学の入学者のうち、90.7%が道内の高校出身であり、本学の 2024 年度入学者を出身高校の所在都道府県別に見ると、1 部 1,506 人中 1,463 人（97%）、2 部 536 人中 505 人（94%）が北海道内の高校からとなっている。他県では 1 部に 3 人の入学者がいた宮城県が最大である。

④既設組織の定員充足の状況

収容定員を変更する組織、すなわち法学部の入試方法別の入学志願者・合格者・入学手続者・入学者・入学定員充足率の推移は【別紙 2-1～2】のとおりである。法学部は学部一括入試を採用しているため、入学定員充足率は学部全体の数字となる。2020 年から 2024 年までの 5 年間の平均で 1 部 1.1 倍、2 部 1.07 倍となっている。少なくとも北海道の 18 歳人口が 4 万人前後を維持していると予想される 2030 年までは、定員を充足できると考えられる。またそれ以降も、道内の他の地域の大学や札幌圏の他の私大に比べて、本学は札幌市中心部の立地条件及び地下鉄駅直結の交通アクセスという利便性の上で有利な条件を持つため、2030 年代前半は定員充足が可能と考える。

(3) 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績は、【別紙 3】のとおりである。

学生募集のための広報活動としては、紙媒体である大学案内よりも大学ホームページや SNS での広報の重要性が増している。2024 年度の新入生アンケート（2024 年 5 月）によると、本学法学部 1 部を選ぶ際に役立った情報源としては、大学ホームページ、オープンキャンパス、高校の先生との面談等、進学情報ウェブサイト、大学案内の順となる。

広報の場として最も重要なのはオープンキャンパスである。2024 年度は 6 月、8 月、9 月及び 3 月に行った。6 月 23 日のオープンキャンパスでは、豊平（文系 4 学部）・山鼻（工学部）キャンパス合計で申込者数合計 1,964 名（昨年比 123%、昨年申込者数合計 1,593 名）、参加者数合計 1,570 名（昨年比 114%、昨年参加者数合計 1,379 名）となっている。また 8 月 9・10 日のオープンキャンパスも過去最高の申し込み者 2,939 名（昨年比 109%、昨年申込者数合計 2,687 名）があり、参加者数合計は 2,621 名（昨年比 104%、昨年参加者数合計 2,515 名）に達している。9 月 29 日には第三回のオープンキャンパスを実施した。3 月 22 日には想定来場者数 700 名で年度内第 4 回のオープンキャンパスを初めて実施した。

北海道内各地や一部の道外地域には入試課職員が出張して進学相談会や高校での説明会を全学部単位で行っており、2023 年度の実績は合計 200 回を超える。

大学全体と法学部のホームページのアクセス数は、2023 年 10 月 15 日～2024 年 10 月 15 日までの 1 年間で、それぞれ 49 万 906 回、1 万 722 回あった。前者のうち、「受験生の方へ」というページのアクセス数は 5 万 7,557 回だった。またスマートフォン向けの情報発信としては入試課が管理している LINE が重要であり、その登録者数（2024 年 10 月現在）は 1 万 5,399 人である。

受験生等からの資料請求については、本学ホームページや進学情報ウェブサイトにて随時受け付けている。毎年、延べ 1 万 5 千件を超える資料請求者に対し、大学案内及びイメージパンフレットを郵送し、冊子体から大学の魅力を発信している。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

前項で見たようにオープンキャンパスの参加者は増加又は安定しており、インターネットを使った広報とともに、学生確保のための広報活動の柱として引き続き重視していく。

他方で、学生確保のために有効な方策は広報に限らない。近年、1 月の共通テスト利用選抜や 2 月の一般選抜の志願者が減少する一方、推薦選抜や総合型選抜などの「年内入試」への志願者が増加する傾向が全国的に見られる。この傾向に対する備えとして本学法学部は 2021 年度以降、指定校推薦の対象校の拡大に重点を置いてきた。その結果、2020～2023 年の法学部 1 部の出願者数は指定校推薦で 68→72→101→103 人、2 部は 22→25→36→52 人と増加し、2024 年度選抜では若干減少したものの 1 部で 94 人、2 部で 45 人と、高い水準を維持した。こうした指定校の推薦枠の検討においては、教職課程を通じた高校との信頼関係の構築や情報交換も一定の役割を果たしている。

また 2 部については総合型選抜に近い課題小論文選抜で安定した志願者数を確保している。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

法学部では法律学科と政治学科を合わせた学部一括での入学者選抜を行っている。今回の収容

定員変更のうち、入学定員が増えるのは法学部 1 部の選抜だけであり、増加分は 20 名である。しかし今回の編入学定員枠を廃止する 1 部 3 年次編入学は今後も毎年、若干名の入学者がいると想定される。1 部 3 年次編入学の入学者は 2022～2024 年度の過去 3 年平均で 1.6 人、四捨五入すると 2 名である。この数を入学定員から差し引いた 18 名が正味の入学定員増加分となる。

まず、法学部 1 部でこの 18 名分の入学者増加を充足可能かどうかである。本学法学部は従来、一般選抜又は共通テスト利用選抜で法学部 1 部を受験しながら不合格だった者のうち、法学部 2 部の定員に余裕がある限りで法学部 2 部での合格を認める「第二志望」制度を採用してきた。第二志望制度を利用して法学部 2 部に入学した法学部 1 部不合格者は 2022 年に 44 名、2023 年に 34 名、2024 年に 38 名おり、過去 3 年平均で 38.66 人、四捨五入すると 39 名になる。法学部 1 部の入学定員が正味で 18 名分増加しても、この 39 名から十分補充可能であると考えられる。

次に、法学部 2 部の入学定員の充足可能性を検討する。法学部 2 部の定員は 5 名減（175 名）となる一方、上記のように従来の第二志望での入学者平均 39 名から 18 名が 1 部へ抜ける。18 名から 5 名を差し引くと、正味 13 名分の入学者が法学部 2 部では減る計算になる。

しかし法学部 2 部の実際の入学者は 2022 年で 186 名、2023 年で 200 名、2024 年で 199 名おり、ここから 13 名減ったとしても 186 名を超え、2026 年からの入学定員 175 名を上回る。法学部 2 部への入学者の需要が比較的安定している背景には、経済的事情があると思われる。

また第二志望制度の対象は一般選抜と共通テスト利用選抜の合格者である。それ以外の方式の選抜（学校推薦型、課題小論文、社会人）で法学部 2 部に入学した学生の合計は 2022 年に 74 名、2023 年に 88 名、2024 年に 92 名いたが、2025 年選抜では社会人第二期試験がまだ行われていない時点ですでに 107 名の合格者がいた。前年度に比べて 15 名の増加、また過去 3 年平均の 85 名に比べて 22 名の増加である。これらの特別選抜の合格者はほぼ全員が入学するため、合格者数は入学者数に等しい。この傾向が続くなら、2026 年度からの入学定員変更を行っても、13 名分の減少分は相殺される可能性がある。

ただし近年、受験生の「年内入試」志向が指摘されているため、12 月までに実施される特別選抜での合格者増は、一般選抜及び共通テスト利用選抜の志願者の減少を伴う可能性はある。また本学の第二志望制度は 2026 年に廃止される。代替制度として法学部 1 部と法学部 2 部の併願には 2 部の入学検定料の割引が適用され、法学部 1 部を併願する場合の法学部 2 部の入学検定料は実質的に 5,000 円となる。この金額は大きいものではないが、これまで実質無料だった 2 部併願のための入学検定料を払うことになるため、法学部 1 部受験者のうち一定数は法学部 2 部よりは本学の他学部等へ流れることを見込む必要がある。

それを勘案してもなお、法学部 2 部の入学定員 175 名を満たすことは、十分可能と考えられる。

②競合校の状況分析(立地条件, 養成人材, 教育内容と方法の類似性と定員充足状況)

ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

本学法学部の競合校がどこなのかは特定しにくい面がある。法学部ないし法律学科の設置校は、北海道内には北海道大学、小樽商科大学（企業法学科）及び札幌学院大学がある。しかし国立大学で、かつ道外からの入学者が 7 割ほどを占める北海道大学は、学力の上で本学法学部とは違いが大きい。また政治学科の設置校は東北地方と北海道を合わせても本学のみである。本学の入学者の道内志向の強さを前提とすると、法学部を持っている関東や関西の私立大学との競合は限定的である。

2024 年 6 月のオープンキャンパスの際に行ったアンケートによると、「本学の他に受験を検討

している大学、興味を持っている大学はありますか？」の問いに対して、1 位が北星学園大学で 303 名、2 位が「現時点では特にない」(159 名)、3 位が小樽商科大学(139 名)、4 位が札幌学院大学(129 名)だった。また 2024 年度の新入生アンケート(2024 年 5 月)によると、法学部 1 部入学生が併願した他大学は、北星学園大学と小樽商科大学が各 11%、札幌学院大学と北海道大学が各 7%、その他国公立大学 9%、その他私立大学 8%、併願なしが 41%だった。2 部については北星学園大学 10%、北海道大学とその他国公立大学 6%、併願なしが 57%だった。しかし法学部 1 部入学者のうち、北星学園大学を併願した者のほとんどが本学を第一志望としていたのに対し、小樽商科大学を併願した者のほとんどは本学を第一志望としていなかった(法学部 2 部入学者は他大学を併願していない者が 40%以上を占める)。

このように、競合校と見なしうるのは北星学園大学、小樽商科大学、札幌学院大学の名前が挙げられるが、このうち北星学園大学には法学部がなく、また本学法学部との併願者のほとんどは本学を第一志望としている。また札幌学院大学は私学であるため、入学した後の授業料では本学と大差ないが、交通アクセスの面では至近の駅から徒歩 10 分以上かかるため、地下鉄駅直結の本学に優位性がある。

これに対し、小樽商科大学は交通アクセスがそれほど良くはなく(小樽駅からバスで 10 分だが徒歩だと約 25 分)、また企業法学科のみであり政治学科はないが、国立大学のため授業料が相対的に安いという優位性を持つ。さらに本学と同様に夜間部も設置されている。そこで以下では小樽商科大学に絞って競合校の分析を行う。

【資料 3】は小樽商科大学と本学の学費等納入金の一覧である。1 年次の負担を合計すると、小樽商科大学の夜間主コースが最も安く、次に本学の 2 部、続いて小樽商科大学の昼間コース、最後が本学の 1 部の順になる。授業料の安さでは小樽商科大学に軍配が上がる。

一方、小樽商科大学は経済学科、商学科、企業法学科及び社会情報学科の 4 学科を持つが、入学者選抜は商学部一括で行うため(2024 年度の入学定員は昼間コースの合計 465 名、夜間コース 50 名)、企業法学科を志望する受験生でも入学後に企業法学科に進めるという保証はない。この点は本学法学部の方が優位にある。

加えて本学は札幌市の中心部に近く、地下鉄駅直結という交通アクセスの良さや、政治学科も含めた多様な科目構成を持つ法学部という点でも優位性がある。従って小樽商科大学の本学に対する優位性は授業料の安さに集約される。また小樽商科大学の一般選抜のうち、大半を占める前期日程(昼間コース 280 名、夜間コース 20 名)は共通テストと個別学力検査(大学固有の入試)の両方を課しており、共通テストと個別学力検査(本学でいう「一般選抜」)のいずれか一方を課す本学とは異なっている。また小樽商科大学の学校推薦型選抜(一般枠 85 名)は共通テストの成績を合否判定に利用するため、これも本学の学校推薦型選抜とは異なる。

従って受験科目の点で小樽商科大学と本学法学部が競合するのは、主に小樽商科大学の一般選抜・後期日程・昼間コース(70 名)の部分と、本学の共通テスト利用選抜(法学部 1 部第Ⅰ期 30 名・第Ⅱ期 5 名・法学部 2 部 18 名)の部分に限定されよう。

この競合する層では主に学力上位層が小樽商科大学に流れる可能性があるが、人数は限定される。

イ 競合校の入学志願動向等

小樽商科大学の過去 3 年間の入学志願状況等(志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率)は【資料 4】のとおりである。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）
該当せず

エ 学生納付金等の金額設定の理由

学生納付金は 2025 年度入学生から値上げされることがすでに決まっている。2026 年以降の学費値上げは予定されていないため、今回の収容定員変更とは関係がない。

③先行事例分析

既設組織を廃止して新設組織を設置するわけではないので、該当しない。

④学生確保に関するアンケート調査

既設組織に変更がないので、アンケートは実施しない。

⑤人材需要に関するアンケート調査等

人事院「2024 年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及び専門職試験（大卒程度試験）の合格者発表」（令和 6 年 8 月 13 日）によると、国家公務員試験のうち、本学学生が主に受験する一般職は、申込者、受験者、合格者とも 2024 年度は前年度に比べて減少したが、受験倍率は横ばいで 2.3 倍となっている。また専門職の受験倍率は、7 種類全体で 3.0 倍から 2.7 倍へ低下し、このうち国税専門官は 3.0 倍から 2.5 倍に、労働基準監督官は 3.4 倍から 3.2 倍に低下した。地方公務員については北海道内を網羅したデータがないが、北海道庁の一般行政 A（小論文試験型）第一回の最終合格者は 246 名で、受験者数に占める割合（最終倍率）は 2.1 倍となっている（北海道庁「令和 6 年度（2024 年度）北海道行政職員採用試験・公立小中学校事務職員採用試験 実施状況」2024 年 9 月 11 日）。公務員試験の採用者数は全体としては減っておらず、かつ受験倍率は大都市圏の市役所を除けば低下傾向にあるため、本学法学部の公務員志望者の受け皿は安定しているといえる。

民間企業への将来の就職状況については不確定要素があるが、これまでの推移を見る限り、コロナ禍からの景気回復傾向が当面は続くことが期待される。北海道労働局「令和 6 年 3 月新規大学等卒業生の就職状況」（2024 年 5 月 31 日）によると、新規大卒者の就職率は 2024 年 3 月卒業生で 93.1%（3 月 31 日現在）と、前年を 0.5 ポイント上回った。コロナ禍直前の 2020 年 3 月卒業生の 94.7%には及ばないものの、回復傾向が続いている。

（4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

今回の学則変更では、1 部と 2 部を合わせた法学部全体の収容定員は変わらない。内訳として入学定員と収容定員が増えるのは法学部 1 部のみである。法学部 1 部の入学定員の増加分は 20 名だが、ここから編入学の入学者分を差し引くと、正味の入学定員増加は 18 名程度と予想される。本学法学部の 1 部と 2 部の合格者数はこれまで「第二志望」制度を通じてリンクしており、入学定員が 1 部で正味 18 名増えても、第二志望制度によって 2 部に合格していた 1 部不合格者の一部を吸収することになる。第二志望制度は 2026 年度から代替的制度に替わるものの、受験者層に大きな変動がなければ 1 部と 2 部を合わせた法学部全体の入学者数に影響はないと考えられる。また教育課程や教育組織に変更はない。従って今回の収容定員変更には合理性がある。

学生の確保の見通し等を記載した書類 資料

【目次】

【資料 1】 公務員試験合格者数・就職内定率	2
【資料 2】 北海道の 18 歳人口の推移見通し	3
【資料 3】 競合校（小樽商科大学）との学費等納入金比較資料	4
【資料 4】 競合校（小樽商科大学）の過去 3 年間の入学志願者状況等	5
【別紙 1】 収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況	6
【別紙 2-1】 既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）：法学部 1 部	7
【別紙 2-2】 既設学科等の入学定員の充足状況（直近 5 年間）：法学部 2 部	8
【別紙 3】 既設学科等の学生募集のための PR 活動の過去の実績	9

【資料 1】

公務員試験合格者数（本学）

	年度		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
公務員試験合格者	607	600	514
公立学校教員試験合格者	11	35	36
合計	618	635	550

公務員試験合格者数（法学部）

	年度		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
法律学科	86	79	67
政治学科	82	90	61
合計	168	169	128

就職内定率（法学部）

	卒業年度		
	2021 年度	2022 年度	2023 年度
1 部法律学科	86.67%	91.79%	92.16%
1 部政治学科	91.18%	94.83%	91.26%
2 部法律学科	82.67%	75.00%	89.71%
2 部政治学科	86.54%	87.50%	88.33%

※2023 年度は 2024 年 5 月現在

【資料 2】北海道の 18 歳人口の推移見通し

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年
人数	42,489	41,008	41,857	41,168	41,019	40,126	40,032	39,231	38,192	37,974	36,959	36,612	34,669
指数	100	96.5	98.5	96.9	96.5	94.4	94.2	92.3	89.9	89.4	87	86.2	81.6

(出典)：リクルート進学総研「マーケットレポート 2023」vol. 119, 2024 年 2 月号)

【資料 3】競合校（小樽商科大学）との学費等納入金比較資料

【初年次納入金】

学部等		北海学園大学 法学部 1 部	北海学園大学 法学部 2 部	小樽商科大学 昼間コース	小樽商科大学 夜間主コース
入学金		220,000	110,000	282,000	141,000
前期	授業料	436,000	218,000	267,900	133,950
	教育充実費	70,000	35,000	－	－
	大学諸費他	32,000	23,000	－	－
	合計	538,000	276,000	267,900	133,950
後期	授業料	436,000	218,000	267,900	133,950
	教育充実費	70,000	35,000	－	－
	合計	506,000	253,000	267,900	133,950
初年度合計		1,264,000	639,000	817,800	408,900

(単位：円)

【2～4 年次納入金】

学部等		北海学園大学 法学部 1 部	北海学園大学 法学部 2 部	小樽商科大学 昼間コース	小樽商科大学 夜間主コース
前期	授業料	460,000	230,000	267,900	133,950
	教育充実費	80,000	40,000	－	－
	大学諸費他	15,000	7,000	－	－
	合計	555,000	277,000	267,900	133,950
後期	授業料	460,000	230,000	267,900	133,950
	教育充実費	80,000	40,000	－	－
	合計	540,000	270,000	267,900	133,950
一年間合計		1,095,000	547,000	535,800	267,900

(単位：円)

【資料 4】競合校（小樽商科大学）の過去の 3 年間の入学志願者状況等

2024 年度

入学種別	学部	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	志願倍率	実質倍率	入学者数	定員充足率
大学計		515	1,417	1,127	590	2.8	1.9	537	1.04
一般選抜合計		370	1,103	813	435	3	1.9	390	1.05
特別選抜合計		145	314	314	155	2.2	2	147	1.01
一般・前期	商学部（昼）	280	659	591	301	2.4	2	294	1.05
	商学部（夜）	20	92	83	26	4.6	3.2	25	1.25
一般・後期	商学部（昼）	70	352	139	108	5	1.3	71	1.01

2023 年度

入学種別	学部	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	志願倍率	実質倍率	入学者数	定員充足率
大学計		515	1,360	1,063	584	2.6	1.8	540	1.05
一般選抜合計		370	1,116	819	440	3	1.9	396	1.07
特別選抜合計		145	244	244	144	1.7	1.7	144	0.99
一般・前期	商学部（昼）	280	623	559	304	2.2	1.8	292	1.04
	商学部（夜）	20	101	93	28	5.1	3.3	25	1.25
一般・後期	商学部（昼）	70	392	167	108	5.6	1.5	79	1.13

2022 年度

入学種別	学部	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	志願倍率	実質倍率	入学者数	定員充足率
大学計		515	1,426	1,104	583	2.8	1.9	536	1.04
一般選抜合計		370	1,136	814	433	3.1	1.9	391	1.06
特別選抜合計		145	290	290	150	2	1.9	145	1.00
一般・前期	商学部（昼）	280	626	560	303	2.2	1.8	297	1.06
	商学部（夜）	20	92	84	27	4.6	3.1	24	1.20
一般・後期	商学部（昼）	70	418	170	103	6	1.7	70	1.00

出典：代々木ゼミナール：https://www.yozemi.ac.jp/nyushi/kokkouritu/kokkouritsu/kokkouritsu/1392187_3539.html

収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況

別紙 1

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	北海道	13,800人	90.7%
2	東京都	549人	3.6%
3	愛知県	291人	1.9%
4	神奈川県	290人	1.9%
5	青森県	283人	1.9%
	全 体	15,213人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 （都道府県）	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	北海道	102.19%	98.54%	94.28%
2				

※ 2 校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○収容定員を変更する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	社会科学系学部（大学）	102.73%	102.70%	102.48%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間）
大学学部学科等名：北海学園大学 法学部１部

別紙２－１

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

１．各選抜方法の状況

		R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
学校推薦型選抜	募集人数	90人	90人	90人	90人	90人	90人
	延べ人数	104人	109人	131人	140人	133人	123人
	志願者数	104人	109人	131人	140人	133人	123人
	受験者数	104人	109人	131人	140人	133人	123人
	合格者数	104人	109人	131人	140人	133人	123人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	3人	1人	1人	2人	5人	2人
	実人数	104人	109人	131人	140人	132人	123人
	志願者数	104人	109人	131人	140人	132人	123人
	受験者数	104人	109人	131人	140人	132人	123人
一般選抜	募集人数	130人	130人	130人	130人	130人	130人
	延べ人数	855人	680人	793人	655人	593人	715人
	志願者数	840人	662人	778人	630人	577人	697人
	受験者数	298人	310人	323人	301人	311人	309人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	175人	183人	190人	186人	176人	182人
	辞退者数	477人	371人	450人	371人	309人	396人
	実人数	468人	360人	443人	358人	296人	385人
	志願者数	179人	171人	189人	173人	171人	177人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共通テスト利用入試	募集人数	123人	127人	133人	115人	135人	127人
	延べ人数	35人	35人	35人	35人	35人	35人
	志願者数	318人	239人	290人	236人	214人	259人
	受験者数	318人	239人	290人	236人	214人	259人
	合格者数	136人	131人	131人	131人	140人	134人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	115人	96人	89人	103人	103人	101人
	実人数	194人	136人	179人	162人	143人	163人
	志願者数	194人	136人	178人	162人	143人	163人
	受験者数	95人	81人	99人	100人	94人	94人
その他の特別選抜	募集人数	74人	46人	57人	72人	57人	61人
	延べ人数	21人	35人	42人	28人	37人	33人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	1人	2人	0人	0人	0人	1人
	合格者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	1人	2人	0人	0人	0人	1人
	志願者数	1人	2人	0人	0人	0人	1人
	受験者数	1人	1人	0人	0人	0人	0人
合計	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

３．入学定員充足率

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平 均
入 学 定 員	255人	255人	255人	255人	255人	255
入 学 定 員 充 足 率	0.96	1.06	1.20	1.10	1.18	1.10
歩 留 率	0.45	0.49	0.52	0.49	0.51	0.49

（備考）

既設学科等の入学定員の充足状況（直近５年間）
大学学部学科等名：北海学園大学 法学部２部

別紙２－２

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

１．各選抜方法の状況

		R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平 均
総合型選抜	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
学校推薦型選抜	募集人数	24人	24人	24人	30人	45人	29人
	延べ人数	23人	29人	36人	53人	49人	38人
		志願者数	23人	29人	36人	53人	38人
		受験者数	23人	29人	36人	53人	38人
		合格者数	23人	29人	36人	53人	38人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	1人	1人	0人
	実人数	志願者数	23人	29人	36人	53人	38人
		受験者数	23人	29人	36人	53人	38人
		合格者数	23人	29人	36人	53人	38人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	1人	1人	0人
	入学者数	23人	29人	36人	52人	48人	38人
一般選抜	募集人数	72人	72人	72人	72人	72人	72人
	延べ人数	218人	177人	216人	216人	228人	211人
		志願者数	214人	174人	215人	212人	207人
		受験者数	313人	293人	308人	286人	296人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	190人	182人	207人	184人	189人
		辞退者数	110人	89人	126人	100人	109人
	実人数	志願者数	109人	87人	126人	98人	107人
		受験者数	167人	154人	171人	147人	157人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	44人	43人	70人	45人	50人
		辞退者数	123人	111人	101人	102人	107人
	入学者数	18人	18人	18人	18人	18人	18人
共通テスト利用入試	募集人数	71人	37人	20人	33人	22人	37人
	延べ人数	71人	37人	20人	33人	22人	37人
		志願者数	25人	26人	20人	20人	24人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	14人	15人	14人	16人	14人
		うち追加合格者数	25人	11人	9人	16人	14人
	実人数	志願者数	25人	11人	9人	16人	14人
		受験者数	11人	14人	13人	11人	12人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	0人	3人	2人	1人	2人
		辞退者数	11人	11人	11人	10人	10人
	入学者数	66人	66人	66人	60人	45人	61人
その他の特別選抜	募集人数	35人	51人	43人	44人	47人	44人
	延べ人数	35人	49人	43人	44人	47人	44人
		志願者数	31人	43人	39人	38人	39人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	3人	1人	1人	2人	1人
		うち追加合格者数	33人	47人	41人	39人	41人
	実人数	志願者数	33人	45人	41人	39人	41人
		受験者数	30人	42人	39人	38人	39人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	2人	0人	1人	2人	1人
		辞退者数	28人	42人	38人	36人	38人
	入学者数	180人	180人	180人	180人	180人	180人
合計	募集人数	347人	294人	315人	346人	346人	330人
	延べ人数	343人	289人	314人	342人	336人	325人
		志願者数	392人	391人	408人	397人	397人
		受験者数	0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数	207人	198人	222人	197人	205人
		うち追加合格者数	191人	176人	212人	208人	225人
	実人数	志願者数	190人	172人	212人	206人	199人
		受験者数	231人	239人	259人	249人	246人
		合格者数	0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数	46人	46人	73人	49人	53人
		辞退者数	185人	193人	186人	200人	199人
	入学者数						

３．入学定員充足率

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平 均
入 学 定 員	180人	180人	180人	180人	180人	180
入 学 定 員 充 足 率	1.03	1.07	1.03	1.11	1.11	1.07
歩 留 率	0.47	0.49	0.46	0.50	0.50	0.48

（備考）2020年度入学者の二部の一般選抜の合格者数には第二志望合格者の数も含まれる。
2021年度から2024年度入学者の二部の一般選抜と共通テストの合格者数には第二志望合格者の数が含まれる。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙 3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：北海学園大学法学部オープンキャンパス

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	不明	778人	①取組概要 受験希望者を対象としてキャンパスを開放し、既設組織の学部の特徴及び紹介、特別講義開催、在学生による講演会、施設案内、学食体験を実施した。 R5年度入試対象 (R4開催)：計 11 回開催 (6/4～10/29) R6年度入試対象 (R5開催)：計 6 回開催 (6/18～10/1) ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 オープンキャンパスの参加者は高い受験率、入学率を記録した。当行事は最も重要な接触機会であるため今後もさらなる充実を図ることにより、入学者数の維持及び向上が実現できると分析している。 ③ R05年度については学部希望を聴取していない回が含まれているため、算出できない。R06年度は高校3年生及び既卒者を対象基準とした。
うち受験対象者数 (b)	不明	360人	
うち受験者数 (c)	不明	161人	
うち入学者数 (d)	不明	116人	
(受験率 c/b)	不明	44. 7%	
(入学率 d/b)	不明	32. 2%	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：北海学園大学法学部大学案内等送付（郵送）

	R 5 年度入試	R 6 年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	不明	不明	①取組概要 資料請求のあった受験希望者へ大学案内及びイメージパンフレットを送付 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 受験生広報の主体はWEB広報と認識しているが、大学案内の冊子体は大学全体の情報を網羅し、一括で情報を得られる広報物であり、その有用性は維持されている。イメージパンフレットは学生の学内の様子を捉えた写真を多く掲載し、WEBでは伝えきれない部分の情報提供の役割を担っている。これら冊子体を広く送付することで、入学者数の維持及び向上が実現できると分析している。
うち受験対象者数 (b)	不明	不明	
うち受験者数 (c)	305人	222人	
うち入学者数 (d)	146人	110人	
(受験率 c/b)	不明	不明	
(入学率 d/b)	不明	不明	

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月日＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
一	学長	モリシタ ヒロミ 森下 宏美 ＜令和 5 年 4 月＞		経済学修士 ※		北海学園大学学長 （令和 5. 4～令和 9. 3）